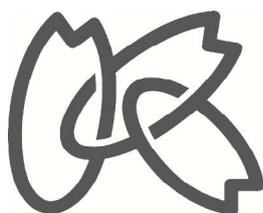


東京都北区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（平成29年度分）報告書



平成30年10月

東京都北区教育委員会



# 目 次

1	教育委員会の活動状況	
(1)	教育委員会のしくみ	1
(2)	教育委員会会議の開催状況	2
(3)	教育委員会の活動状況	9
2	東京都北区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について	
(1)	趣旨	11
(2)	点検及び評価の実施方法	12
3	「教育大綱・北区教育ビジョン2015」	
(1)	施策展開	13
(2)	点検及び評価シート	16
I	学校教育の充実	17
II	教育環境の向上	25
III	家庭・地域の教育力向上の支援	31
IV	生涯学習の振興	34
(3)	点検及び評価に関する学識経験者の意見	39
4	「北区子ども・子育て支援計画2015」	
(1)	施策展開	42
(2)	点検及び評価シート	44
I	家庭の育てる力を支援	45
II	子育て家庭を支援する地域づくり	53
III	未来を担う人づくり	55
IV	特に配慮の必要がある子どもと家庭への支援	57
V	安心して子育てと仕事ができる環境づくり	59
VI	その他重点施策（子どもの未来応援）	63
(3)	点検及び評価に関する学識経験者の意見	67
【資料】		
	教育委員会事務局組織図	71
	東京都北区教育委員会の権限に属する事務の 管理及び執行の状況の点検及び評価実施要綱	72



# 1 教育委員会の活動状況

## (1) 教育委員会のしくみ

### ア 組織

教育委員会は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の規定に基づき設置されている合議制の執行機関である。

委員会は、教育長及び5人の委員をもって組織され、教育長及び教育委員は、地方公共団体の長が、議会の同意を得て任命する。

教育長は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する。

職名	氏名	任期
教育長	清正浩靖	平成27年 12月 7日 ~ 平成30年 12月 6日
教育長 職務代理者	加藤和宣	平成27年 12月 16日 ~ 平成31年 12月 15日
委員	檜垣昌子	平成27年 12月 16日 ~ 平成31年 12月 15日
委員	渡辺敦子	平成28年 12月 1日 ~ 平成32年 11月 30日
委員	本間正江	平成29年 6月 27日 ~ 平成33年 6月 26日
委員	名島啓太	平成29年 10月 1日 ~ 平成33年 9月 30日

(平成30年3月31日現在)

### イ 職務

教育委員会は学校その他の教育機関を管理し、学校の組織編制、教育課程、教科書その他の教材の取扱及び教育職員の身分取扱に関する事務や、社会教育その他の教育、学術及び文化に関する事務を管理、執行することとなり、合議により職務を遂行する。

### ウ 議決事案

東京都北区教育委員会事務局専決規則第2条第1項に規定された議決事案は次のとおり。(平成30年3月31日現在)

- 1 区教育行政の運営に関する一般方針の確定に関する事案。
- 2 事務事業に係る基本的な方針の決定に関する事案。
- 3 区立学校及びその他教育機関の設置、廃止及び位置の変更に関する事案。
- 4 教育予算その他議会の議決を経るべき事案についての意見の申出に関する事案。
- 5 課長又はこれと同等以上の職にある者の任命その他特に重要な人事に関する事案。
- 6 区立幼稚園及び認定こども園の園長及び副園長の任免、分限及び懲戒に関する事案。

- 7 附属機関の構成員の任免に関する事。
- 8 規則、訓令及び特に重要な要綱の制定及び改廃に関する事。
- 9 500万円以上の教育財産の取得の申出に関する事。
- 10 行政財産の公用廃止に関する事。
- 11 教科用図書採択に関する事。
- 12 請願の審査に関する事。
- 13 審議会等に対する諮問に関する事。
- 14 特に重要な告示、公告、公表、通達、申請、照会、回答及び通知に関する事。
- 15 特に重要な事項に関する報告、答申、進達及び副申に関する事。
- 16 特に重要な許可その他の行政処分に関する事。
- 17 重要な情報及び宣伝に関する事。
- 18 重要な審査請求及び訴訟に関する事。
- 19 前各号のほか特に重要又は異例に属する事項に関する事。

## エ 職務権限の特例等

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項の規定に基づき、スポーツに関する事務（学校における体育に関することを除く。）は、平成28年4月1日から区長が管理し、及び執行することとなった。

また、地方自治法第180条の2の規定に基づき、子育て施策に関する事務等は、平成28年4月1日から教育委員会が区長から委任を受け、又は補助執行することとなった。

## (2) 教育委員会会議の開催状況

### ア 委員会

会議には定例会と臨時会があり、定例会は原則として毎月第2火曜日に、臨時会は必要に応じて開催される。平成29年度は、定例会12回、臨時会11回を開催し、議案76件、報告74件について審議等を行った。

開催月日	委員会名	議案・報告
29. 4. 5	第4回定例会	議39：東京都北区立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則 議40：東京都北区立学校の位置変更について 報17：平成28年度親子きずなづくり事業の実施結果について 報18：後援・共催事業に関する報告
29. 4. 20	第4回臨時会	議41：東京都北区立赤羽台西小学校に係る教育財産の公用廃止について 議42：平成30年度使用教科用図書（小学校「特別の教科 道徳」）採択方針

		<p>議 43：学校職員出勤記録及び出勤簿整理規程の一部改正</p> <p>報 19：平成 28 年度北区学校支援ボランティア活動事業の実施状況について</p> <p>報 20：後援・共催事業に関する報告</p> <p>報 21：「神谷中サブファミリー施設一体型小中一貫校庁内連絡調整会議」及び「神谷中サブファミリー施設一体型小中一貫校開校推進協議会」の設置等について</p>
29. 5. 9	第 5 回定例会	<p>報 22：区民とともに歩む図書館委員会 第五期報告書について</p> <p>報 23：後援・共催事業に関する報告</p>
29. 5. 30	第 5 回臨時会	<p>議 44：平成 29 年度東京都北区一般会計補正予算（第 1 号）に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づく意見聴取について</p> <p>議 45：東京都北区立学校設置条例の一部を改正する条例等に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づく意見聴取について</p> <p>議 46：東京都北区立柳田小学校に係る行政財産の使用許可について</p> <p>議 47：平成三十年度区立幼稚園及び区立認定こども園園児募集方針について</p> <p>議 48：東京都北区いじめ防止基本方針の内容の一部変更について</p> <p>議 49：東京都北区教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則</p> <p>報 24：平成 29 年度親子きずなづくり事業の実施について</p> <p>報 25：北区立小学校研究演奏会会場内にて発生した転倒事故に関する和解</p> <p>報 26：居所不明児童の把握について</p> <p>報 27：後援・共催事業に関する報告</p> <p>報 28：北区放課後子ども総合プランの実施について</p>
29. 6. 15	第 6 回定例会	<p>議 50：東京都北区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則</p> <p>議 51：東京都北区立学校体育館のスポーツ利用に関する規則の一部を改正する規則</p> <p>議 52：東京都北区立学校の校庭の夜間におけるスポーツ利用に関する規則の一部を改正する規則</p> <p>報 29：東洋大学と連携した地域活性化の推進「プログラミング教育」について</p> <p>報 30：後援・共催事業に関する報告</p>

		報 31：「神谷中サブファミリー施設一体型小中一貫校開校推進協議会」の設置について
29. 7. 11	第 7 回定例会	報 32：後援・共催事業に関する報告
29. 7. 26	第 6 回臨時会	報 33：国立大学法人お茶の水女子大学との包括協定等の締結について 報 34：特別支援教室（小学校）の巡回拠点の設置について 報 35：後援・共催事業に関する報告
29. 8. 8	第 8 回定例会	議 53：平成 30 年度使用（小学校）教科用図書（「特別の教科 道徳」を除く）採択について 議 54：平成 30 年度使用（中学校）教科用図書採択について 議 55：平成 30 年度使用（小学校）教科用図書（「特別の教科 道徳」に限る）採択について 議 56：平成 30 年度使用（小中学校特別支援学級）教科用図書採択について 議 57：審査請求に対する裁決について 報 36：「北区基礎・基本の定着度調査」調査結果からの分析について 報 37：平成 30 年度北区放課後子ども総合プランの実施について 報 38：後援・共催事業に関する報告
29. 8. 29	第 7 回臨時会	議 58：平成 29 年度東京都北区一般会計補正予算（第 2 号）に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づく意見聴取について 議 59：東京都北区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例等に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づく意見聴取について 報 39：図書館の利用制限及び臨時休館について 報 40：ひとり親家庭等相談コーナーの設置等について 報 41：後援・共催事業に関する報告
29. 9. 14	第 9 回定例会	報 42：「神谷中サブファミリー施設一体型小中一貫校開校推進協議会」開催状況について 報 43：中間のまとめ「第三次北区特別支援教育推進計画」パブリックコメントの実施について 報 44：ひとり親家庭等の子どもの学習支援事業について 報 45：児童相談所移管に係る課題の検討状況について（平成 29 年 7 月末時点） 報 46：後援・共催事業に関する報告

29. 9. 27	第 8 回臨時会	<p>教育長職務代理者の指名について</p> <p>報 47：後援・共催事業に関する報告</p>
29. 10. 12	第 10 回定例会	<p>議 60：東京都北区立学校の位置変更について</p> <p>議 61：東京都北区立那須高原学園の指定管理者の指定について</p> <p>議 62：東京都北区立中央公園文化センター等の指定管理者の指定について</p> <p>議 63：東京都北区立滝野川東児童館の指定管理者の指定について</p> <p>議 64：東京都北区立袋児童館の指定管理者の指定について</p> <p>議 65：東京都北区立十条台子どもセンターの指定管理者の指定について</p> <p>議 66：東京都北区立八幡山子どもセンターの指定管理者の指定について</p> <p>議 67：東京都北区立浮間東保育園の指定管理者の指定について</p> <p>議 68：東京都北区立西ヶ原南保育園の指定管理者の指定について</p> <p>報 48：平成 30 年度北区谷村教育基金活用事業について</p> <p>報 49：後援・共催事業に関する報告</p>
29. 10. 24	第 9 回臨時会	<p>報 50：特別支援教室（中学校）における巡回指導の実施について</p> <p>報 51：後援・共催事業に関する報告</p>
29. 11. 17	第 11 回定例会	<p>議 69：東京都北区立十条台小学校温水プール使用条例の一部を改正する条例等に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づく意見聴取について</p> <p>議 70：平成 28 年度東京都北区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の点検及び評価について</p> <p>議 71：東京都北区立上十条保育園に係る行政財産の使用許可について</p> <p>報 52：北区青少年委員の推薦依頼について</p> <p>報 53：図書館システムの更新について</p> <p>報 54：後援・共催事業に関する報告</p>
29. 11. 30	第 10 回臨時会	<p>議 72：幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例等に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づく意見聴取について</p> <p>報 55：生活習慣形成事業の実施について（実施結果）</p> <p>報 56：西が丘小学校改築事業の着手について</p> <p>報 57：中間のまとめ「第三次北区特別支援教育推進計画」パブリックコメントの実施結果について</p>

		<p>報 58：中里貝塚保存活用計画策定委員会の設置について</p> <p>報 59：子どもの居場所づくり（子ども食堂）支援事業（追加募集）について</p> <p>報 60：後援・共催事業に関する報告</p>
29. 12. 6	第 12 回定例会	<p>議 73：幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則</p> <p>議 74：幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則</p> <p>議 75：東京都北区立十条台小学校温水プールの指定管理者の指定について</p> <p>議 76：東京都北区立岩淵保育園の指定管理者の指定について</p> <p>報 61：後援・共催事業に関する報告</p>
29. 12. 25	第 11 回臨時会	<p>議 77：東京都北区飛鳥山博物館条例施行規則の一部を改正する規則</p> <p>報 62：区立中学校における事故に関する和解について</p> <p>報 63：北区版家庭学習のすすめ「Let's study～北区の子ども家庭学習のすすめ～」について</p> <p>報 64：後援・共催事業に関する報告</p> <p>報 65：北区男女共同参画行動計画（第 5 次アゼリアプラン）中間の見直し及び平成 28 年度アゼリアプラン事業実績の報告について</p>
30. 1. 9	第 1 回定例会	<p>議 1：東京都北区立学校設備使用条例施行規則</p> <p>議 2：東京都北区教育未来館設置条例施行規則の一部を改正する規則</p> <p>報 1：平成 30 年度北区放課後子ども総合プランの委託事業者について</p> <p>報 2：平成 30 年 4 月開設予定の小規模保育事業所（追加）について</p> <p>報 3：後援・共催事業に関する報告</p>
30. 1. 23	第 1 回臨時会	<p>報 4：後援・共催事業に関する報告</p>
30. 2. 7	第 2 回定例会	<p>議 3：平成 29 年度東京都北区一般会計補正予算（第 5 号）等に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づく意見聴取について</p> <p>議 4：東京都北区教育総合相談センター条例等に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づく意見聴取について</p> <p>議 5：東京都北区学校運営協議会規則の一部を改正する規則</p> <p>報 5：北区神谷中サブファミリー施設一体型小中一貫校開校推進</p>

		<p>協議会報告書について</p> <p>報 6:「省エネ・インセンティブ制度」試行の終了について</p> <p>報 7:就学援助小学校新入学学用品等購入費の前倒し支給について</p> <p>報 8:子どもの未来応援事業の拡充等について</p> <p>報 9:北区子どもの未来応援プランの施策の進捗状況等について</p> <p>報 10:後援・共催事業に関する報告</p>
30. 2. 27	第 2 回臨時会	<p>議 6:東京都北区立十条台小学校温水プール使用条例施行規則の一部を改正する規則</p> <p>議 7:東京都北区立なでしこ小学校(新校)に係る行政財産の使用許可について(東日本電信電話株式会社東京事業部分)</p> <p>議 8:東京都北区立なでしこ小学校(新校)に係る行政財産の使用許可について(志茂一丁目自治会分)</p> <p>議 9:東京都北区学校運営協議会を置く学校(コミュニティ・スクール)の設置について</p> <p>報 11:「第三次北区特別支援教育推進計画」の策定について</p> <p>報 12:桐ヶ丘中学校サブファミリーブロック小学校適正配置検討協議会の終了について</p> <p>報 13:児童館の統合・閉館について</p> <p>報 14:学童クラブ待機児童解消対策について</p> <p>報 15:平成30年4月期の保育園入所申込状況(1次審査)と今後の待機児童解消策について</p> <p>報 16:年少扶養控除の廃止に伴う私立幼稚園就園奨励費等算定の取り扱いについて</p> <p>報 17:児童相談所移管に係る課題の検討状況について(平成30年1月末時点)</p> <p>報 18:子育て世代包括支援センター事業について</p> <p>報 19:後援・共催事業に関する報告</p>
30. 3. 12	第 3 回定例会	<p>議 10:「北区神谷中サブファミリー施設一体型小中一貫校全体構想」の策定について</p> <p>議 11:東京都北区立なでしこ小学校(新校)に係る教育財産の公用廃止について</p> <p>報 20:平成30年度北区青少年健全育成活動基本方針について</p> <p>報 21:「TOKYO 北区の KITA みち～目で見ると見る北区の歴史～」の刊行について</p> <p>報 22:後援・共催事業に関する報告</p>
30. 3. 28	第 3 回臨時会	<p>議 12:東京都北区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則</p>

	<p>議 13：幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則</p> <p>議 14：幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則</p> <p>議 15：幼稚園教育職員の旅費支給規程の一部改正</p> <p>議 16：指導主事の旅費支給規程の一部改正</p> <p>議 17：学校職員出勤記録及び出勤簿整理規程の一部改正</p> <p>議 18：東京都北区飛鳥山博物館処務規則の一部を改正する規則</p> <p>議 19：東京都北区立図書館処務規程の一部改正</p> <p>議 20：東京都北区立児童館処務規程の一部改正</p> <p>議 21：東京都北区立保育所処務規程の一部改正</p> <p>議 22：東京都北区立子ども発達支援センターさくらんぼ園処務規程の一部改正</p> <p>議 23：東京都北区育ち愛ほっと館処務規程の一部改正</p> <p>議 24：地方自治法第 180 条の 2 の規定に基づく協議について</p> <p>議 25：東京都北区教育委員会事務局職員（課長級以上）の人事について</p> <p>議 26：東京都北区飛鳥山博物館運営協議会委員を選任する件</p> <p>議 27：東京都北区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則</p> <p>議 28：東京都北区立十条台小学校温水プール使用条例施行規則の一部を改正する規則</p> <p>議 29：東京都北区教育総合相談センター条例施行規則</p> <p>議 30：東京都北区教育総合相談センター処務規則</p> <p>議 31：東京都北区教育委員会公印規則の一部を改正する規則</p> <p>議 32：東京都北区教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則</p> <p>議 33：東京都北区教育委員会名札着用に関する規程の一部改正</p> <p>議 34：東京都北区立教育相談所相談員設置等に関する規則を廃止する規則</p> <p>議 35：東京都北区就学相談員設置等に関する規則を廃止する規則</p> <p>議 36：東京都北区立学校設備使用条例施行規則の一部を改正する規則</p> <p>議 37：東京都北区子ども家庭支援センター処務規程の一部改正</p> <p>報 23：北区政策提案協働事業「プログラミング教育の啓発事業」について</p> <p>報 24：北区政策提案協働事業「北区子どもの多様な育ちを支え</p>
--	---

		る地域連携事業」について 報 25：後援・共催事業に関する報告
--	--	------------------------------------

## イ 総合教育会議

地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、区長と教育委員会が円滑に意思疎通を図り、教育目標を共有しながら、連携して教育行政を推進していくため、北区総合教育会議を開催している。

会議は区長と教育委員会で構成し、会議は区長が招集する。

平成 29 年度は 2 回開催した。

第 1 回	・多文化共生社会の実現とグローバル人材の育成について
第 2 回	・生涯学習と地域のきずなづくりの推進について ・北区神谷中サブファミリー施設一体型小中一貫校全体構想策定について

## (3) 教育委員会の活動状況

### ア 学校訪問

教育委員会では、教育行政の運営に資するために学校を定期的に訪問し、学校教育の現状を把握する機会を設けている。

平成 29 年度は赤羽岩淵中学校、堀船小学校及び滝野川第四小学校の三校を訪問した。

子どもたちの学校生活の現況把握を行うとともに教職員との意見交換を行い、各委員からの意見・要望を直接学校側へ伝えることに意を用いた。

### イ 研究協力校発表会等

学校訪問のほか研究協力校発表会、周年行事、卒業（園）式などの学校（幼稚園）行事へも参加しており、教育行政の現状把握に努めるとともに、その成果を踏まえて北区の教育のさらなる進展や全校への波及のために、関係者への激励を行った。

### ウ 学校ファミリーの日

教育委員は、6 月、9 月、1 月と年 3 回の学校ファミリーの日に各サブファミリー校を訪問し、幼稚園、小学校、中学校の交流・連携活動の進捗状況を確認した。特に、平成 24 年 4 月から区立学校全校で開始した学校ファミリーを基盤とした小中一貫教育を着実に進めるため、授業研究の質を高めるとともに、北区独自の小中一貫教育カリキュラムの活用状況の把握や教職員との意見交換を通じて、保護者・地域への理解・啓発を図るための助言を行った。また、学校サブファミリーごとの活動内容や児童・生徒等に関する情報の共有化を図っている。

## エ P T Aとの教育懇談会

幼稚園、小学校、中学校各P T A連合会との懇談に全委員が参加し、保護者の意見を聞くとともに、各委員の専門的見地から北区の目指す教育について理解を深めてもらう機会ともしている。

## オ 教育委員研修及び視察

教育に関する情報の取得や教育行政の諸課題について理解を深めるため、各種研修、全国市町村教育委員会研究協議会に参加した。平成29年11月の全国協議会は茨城県で開催され、文部科学省から国の動向について報告を受けるとともに、学力向上に向けた他の自治体の取組について、相互紹介や協議を行った。また、特別区第2ブロック（荒川区・文京区・台東区・北区）の教育委員協議会に出席し、地域の実情や特性に応じた特色ある教育行政について情報交換を行った。

## カ その他の活動

教職員研修、特別支援学級行事、学校保健大会、各種生涯学習講座など教育委員会の主催行事、後援・共催した社会教育行事などへも参加した。その他、文化、芸術、スポーツ、区民講座等の行事にも積極的に参加したり、随時、学校等の訪問を行い、北区教育ビジョン2015の推進・振興に努めた。

(参考)

教育委員が、平成29年度に出席又は参加した事業等は以下のとおり。

事業・行事名	回数
教育委員会定例会	12回
教育委員会臨時会	11回
総合教育会議	2回
幼稚園・学校周年行事	5回
学校関係事業等	37回
P T A関係事業	7回
教育委員研修関係	3回
その他諸事業	22回
合計	99回

## 2 東京都北区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について

### (1) 趣旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により、各教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に報告するとともに公表することが義務付けられている。

北区教育委員会においても、事務の管理及び執行の状況について自ら点検及び評価を行い、課題や今後の改善の方向性を明らかにすることにより、効果的な教育行政の一層の推進を図っている。

また、点検及び評価の結果を議会に報告するとともに公表することで、区民への説明責任を果たし、信頼される教育行政の推進を図る。

#### 【参考】 地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第四項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

## (2) 点検及び評価の実施方法

### ア 対象事業

点検及び評価の対象は、「北区教育ビジョン2015」及び「北区子ども・子育て支援計画2015」の推進計画事業等、教育委員会が取り組む主要な事業の中から選定する。

本年度は新規事業及び重点事業の33事業を選定し、平成29年度の取組について点検及び評価を行った。

### イ 点検及び評価の方法

① 評価対象事業について、「成果」、「有効性」、「効率性」の視点から点検・評価するとともに、課題と問題点を洗い出し、今後の事業実施についての方向性を示した。

② 評価項目及び評価視点

評価項目	評価視点
成果	計画どおりに事業が執行され成果をあげられたか
有効性	計画達成に向けた有効な取組となっていたか
効率性	適切な手法・手段により事業が実施されたか

③ 評語の定義

評語	内容
A	計画通り順調に実施されており、さらに拡充していく
B	概ね順調に実施されている
C	課題があるため、見直しが必要

### ウ 学識経験者の知見の活用

施策の取組状況等を取りまとめ、教育に関する学識経験者から意見聴取を行ったうえで、教育委員会において点検及び評価を行う。

本年度については、東京福祉大学 山本 豊 教授及び國學院大學 神長美津子 教授からご意見をいただいた。

### エ 議会報告、公表

教育委員会において点検及び評価を行った後、その結果を区議会へ報告するとともに、区ホームページに掲載して区民に公表する。

### 3 「教育大綱・教育ビジョン2015」

#### (1) 施策展開

## 教育目標

「教育先進都市・北区」の教育は、教育基本法に則り、人間尊重の精神を基調とする。地域社会の一員としての自覚のもと、ふるさと北区に誇りをもち、自らの力で人生を切り拓き、広く国際社会に貢献することのできる、心身ともに健康で文化的な資質をもつ人間を育成することを目指す。

(平成22年1月28日北区教育委員会決定)

#### 「教育先進都市・北区」の教育目標を実現するための3つの視点



#### 施策の展開の5つの柱と取組の方向

##### I 学校教育の充実

1. 0歳からの育ち・学びを支える
2. 確かな学力を保証する
3. 豊かな心を育む
4. 健やかな体を育てる
5. 個に応じた教育を推進する
6. グローバル社会で活躍できる子どもを育てる

##### II 教育環境の向上

7. 学校の教育力・経営力を高める
8. 安全・安心な教育環境を整備する
9. 豊かな教育環境を整備する

##### III 家庭・地域の教育力向上の支援

10. 家庭の教育力の向上を支援する
11. 地域の教育力の向上を支援する

##### IV 生涯学習の振興

12. 一人ひとりの主体的な学びを支援する
13. 文化・芸術活動を振興する

##### V スポーツの推進

14. スポーツ参加機会を拡充する
15. スポーツ活動の充実を図る

## 施策展開の5つの柱と取組の方向および重点施策

《5つの柱》	《取組の方向》	《重点施策》	
I 学校教育の充実	◆ 0歳からの育ち・学びを支える 1	◆(1)地域と一体となった教育の推進 (2)就学前教育・保育の充実 ◆(3)将来を見据えた小中一貫教育の推進	➔
	2 確かな学力を保证する	(4)基礎的な知識及び技能の確実な定着 (5)思考力・判断力・表現力や問題解決能力等の育成 ◆(6)学校図書館の充実による読書活動の推進	➔
	3 豊かな心を育む	(7)心の教育・道徳教育の推進 (8)体験活動の充実 ◆(9)いじめの根絶	➔
	4 健やかな体を育てる	(10)体力の向上 (11)保健指導・食育の推進	➔
	5 個に応じた教育を推進する	◆(12)個に応じたきめ細かな指導 (13)特別支援教育の推進 ◆(14)不登校の防止 ◆(15)部活動の充実	➔
	◆ グローバル社会で活躍できる子どもを育てる 6	◆(16)ふるさと北区への愛着を育む事業の推進 ◆(17)命を守る・救える人材の育成 ◆(18)科学技術を社会に活かす人材の育成 ◆(19)情報活用能力の育成 ◆(20)国際理解教育の推進 (21)社会の変化に対応できる力の育成	➔
II 教育環境の向上	◆ 学校の教育力・経営力を高める 7	◆(22)教員の指導力の向上・体罰の根絶 ◆(23)教員の指導環境の充実 ◆(24)学校の経営力の強化	➔
	8 安全・安心な教育環境を整備する	◆(25)学校改築・リフレッシュ改修の実施 (26)安心して学べる環境づくり ◆(27)教育相談体制の充実	➔
	◆ 豊かな教育環境を整備する 9	(28)区立小学校の適正配置の推進 ◆(29)ICT環境の整備 ◆(30)地球環境に配慮した学校施設整備 ◆(31)高校・大学との連携 ◆(32)企業・NPO等との連携	➔
III 家庭・地域の教育力向上の支援	◆ 家庭の教育力の向上を支援する 10	(33)子どもの読書活動の充実 (34)教育情報の発信 (35)家庭教育に関する講座等学習機会の充実	➔
	◆ 地域の教育力の向上を支援する 11	(36)学校と地域の連携 (37)人材の育成・活用 ◆(38)青少年団体および指導者への支援 ◆(39)サークル・団体活動への支援	➔
IV 生涯学習の振興	◆ 一人ひとりの主体的な学びを支援する 12	(40)学習機会の拡充 (41)身近な学習の場の整備 (42)学習情報提供、相談体制の充実 (43)区民との協働による図書館事業の推進	➔
	◆ 文化・芸術活動を振興する 13	◆(44)ふるさと北区への愛着を深める事業の推進 (45)文化財の保護・活用と保存・継承 (46)魅力的な文化・芸術活動の推進	➔
V スポーツの推進	◆ スポーツ参加機会を拡充する 14	◆(47)生涯を通じた健康・体づくりの推進 ◆(48)身近なスポーツ環境の整備	➔
	◆ スポーツ活動の充実を図る 15	◆(49)カオカトレーニング センターなど関係機関・団体との連携 ◆(50)パラリンピックへ向けた障害者スポーツの普及啓発	➔

重点施策に基づく具体的な推進計画

＜推進計画＞

◆1) サブファミリーによる特色ある教育の推進 2) きらきら0年生応援プロジェクト 3) 「子どもたちの育つ姿(家庭版)」の作成・配布 ◆4) 区立認定こども園の整備 ◆5) 子どもセンターへの移行促進 ◆6) 教育委員会事務局と子ども家庭部との組織再編の検討 7) 小中一貫教育の推進 8) 「小中一貫教育カリキュラム」の活用 ◆9) 小中一貫校の検討

◆10) 学力向上サポートチームによる学習支援・つますきゼロプランの実施 11) 学力パワーアップ事業 ◆12) 中学校スクラム・サポート事業及び学力フォローアップ教室 ◆13) 夢サポート事業 14) 言語活動の充実 15) 魅力ある学校図書館づくり事業 16) 学校図書館支援

17) 人権教育の充実 18) 道徳教育の充実 19) 自然体験活動の充実 20) 社会体験活動の充実 21) 北区社会福祉協議会との連携 ◆22) 北区いじめ防止条例の周知・徹底 23) 北区サポートチーム 24) いじめ相談ミニレター 25) Q-Uの実施

26) 体育・健康に関する指導の充実 27) 学校保健の充実 ◆28) 全小・中学校共通記録会 29) キッズアスレティックスの推進 30) 学校教育における食育の推進 ◆31) 「給食から学ぶ食事の力」プロジェクト

32) 日本語適応指導教室 ◆33) 特別支援教育システムの充実 34) 保育園・幼稚園・療育機関等との連携による就学児支援 ◆35) LD(学習障害)児への指導の充実 36) 副籍制度の推進 ◆37) 特別支援教室の推進 38) 不登校対策の充実 39) 学校と家庭の連携推進事業の充実 40) 新設部活動の支援 41) 部活動指導員への地域人材の活用

◆42) ふるさと北区への愛着を育む事業 43) 小・中学校と飛鳥山博物館の連携 44) 防災・安全教育の充実 45) 中学生地域防災力向上プロジェクト 46) 子ども防災プロジェクト 47) 科学環境スクール 48) 理科大好きプロジェクト 49) スーパーサイエンススクール 50) 理科教育備品の整備 51) CST・理科教育推進教師の活用 ◆52) 海育科(海洋教育)の推進 53) 情報教育の充実 54) 新聞大好きプロジェクト ◆55) 国際理解教育の推進 56) イングリッシュ・サマーキャンプ 57) 中学校生徒海外交流事業 58) 英語が使える北区人事業 59) 環境教育の充実 60) キャリア教育の充実

61) 指導力向上を目指した各種研修の充実 62) 教育アドバイザーの活用 63) 部活動指導者の育成 64) 校務支援システムの推進 65) 学校評議員等による学校評価の充実 66) コミュニティ・スクールの推進

67) 学校の改築 68) リフレッシュ改修工事の推進 69) 通学路等の防犯カメラの設置 70) トイレの洋式化 71) 特別教室への空調機導入 72) スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置 73) (仮称) 教育総合センターの設置 ◆74) (仮称) 子どもプラザの整備

75) 区立小学校の適正配置の推進 ◆76) ICTを活用した教育の充実 77) エコスクールの整備 78) 駅伝交流事業 79) 往還型教育実習 80) 教職実践演習 81) 大学図書館との連携

82) ブックスタート 83) ブックスタートフォローアップ 84) 3歳児絵本プレゼント 85) おはなし会等の充実 ◆86) 子育て情報支援サービスの充実 87) 教育広報紙「くおん」の発行 88) 子育て応援サイトの構築・運用 89) PTA活動支援 ◆90) 家庭教育力向上プログラム 91) 家庭教育学級

92) 地域交流活動支援 93) 学校公開講座 ◆94) 学校施設の多機能化 ◆95) 学校施設の地域開放 96) 学校支援ボランティア活動推進事業 97) 放課後子ども総合プラン(わくわく☆ひろば)の推進 98) 青少年委員活動の充実 ◆99) ティーンズ・センターへの移行促進 100) 青少年団体指導者講習会 101) ジュニアリーダー研修会 102) シニアリーダー研修会 103) 生涯学習講座支援事業 104) 社会教育団体への支援

105) 区民大学 106) あすか教室 107) ことぶき大学 108) 高齢者の学習支援の充実 109) 文化センターの充実 110) 飛鳥山博物館の利用促進 111) 子育て情報支援室保育事業 112) 生涯学習情報提供の充実 113) 学習相談体制の充実 114) 区民とともに歩む図書館委員会の運営 115) 北区図書館活動区民の会との協働による事業実施

116) 北区の部屋事業 117) 文化財を活用したふるさと学習事業 118) 飛鳥山博物館の講座・企画展の充実 ◆119) 「史跡のまち・北区」のPR 120) 継承者の育成支援 121) 文化・スポーツ等優良児童生徒表彰 122) 北区文化振興財団との連携 123) 北区の文化・芸術に触れる事業の開催

124) 北区体育協会との連携 125) シルバースポーツウィーク事業 126) スポーツ推進委員活動の充実 ◆127) 総合型地域スポーツクラブの設立 128) (仮称) 赤羽体育館の建設 129) 桐ヶ丘体育館の改築 ◆130) 「ランニングステーション」機能の提供 ◆131) 東京オリンピック・パラリンピックに向けたバリアフリー整備

◆132) 「トップアスリートのまち・北区」PRプロジェクト 133) トップアスリート直伝教室 134) 北区スポーツコンダクター事業の充実 ◆135) 2020チャレンジアカデミー(フェンシング) 136) 東京オリンピック・パラリンピックボランティア育成事業 137) 障害者スポーツ交流イベント 138) 障害者スポーツの理解促進事業 139) 東京都障害者総合スポーツセンターとの連携 ◆140) 2020チャレンジアカデミー(車いすフェンシング)

## (2) 点検及び評価シート

I 学校教育の充実	評価	掲載頁
2 きらきら0年生応援プロジェクト	A	18
4 区立認定こども園の整備	A	19
9 小中一貫校の検討	A	20
12 中学校スクラムサポート事業及び学力フォローアップ教室	B	21
16 学校図書館支援	B	22
37 特別支援教室の推進	A	23
58 英語が使える北区人事業	B	24
II 教育環境の向上	評価	掲載頁
64 校務支援システムの推進	A	26
67 学校の改築	A	27
68 リフレッシュ改修工事の推進	A	28
72 スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置	A	29
75 区立小学校の適正配置の推進	B	30
III 家庭・地域の教育力向上の支援	評価	掲載頁
95 学校施設の地域開放	C	32
96 学校支援ボランティア活動推進事業	B	33
IV 生涯学習の振興	評価	掲載頁
116 北区の部屋事業	A	35
118 飛鳥山博物館の講座・企画展の充実	A	37
119 「史跡のまち・北区」のPR	A	38

## I 学校教育の充実

学校教育の使命は未来を担う人づくりです。まず、何よりも、子どもたちの確かな学力と豊かな人間性、健やかな体を育むことが重要です。北区の特色である学校ファミリーを基盤として、就学前教育とともに義務教育9年間を通じた小中一貫教育をさらに充実させ、学習での「つまずき」の解消を図るとともに、学校、家庭、地域が一体となって特色ある教育を推進します。

また、豊かな心の育成に向けて、人権教育や道徳教育、体験活動の充実を図るとともに、北区いじめ防止条例を踏まえた、いじめの早期発見と解消に努め、その根絶を目指します。

食育や学校保健の充実を図るとともに、子どもたちの体力・運動能力の向上を図る施策の充実に努めます。

特別な支援を必要とする児童・生徒や帰国子女、外国人児童・生徒、不登校児童・生徒等について、個に応じたきめ細やかな教育の充実に努めます。

グローバル化が進むこれからの時代をたくましく生き抜き、社会に貢献できる人材を育成するために、子どもたちの語学力・コミュニケーション能力、幅広い視野、論理的思考力等の資質や能力を育みます。

### 【取組の方向】

- 1 「0歳からの育ち・学びを支える」
- 2 「確かな学力を保証する」
- 3 「豊かな心を育む」
- 4 「健やかな体を育てる」
- 5 「個に応じた教育を推進する」
- 6 「グローバル社会で活躍できる子どもを育てる」

取組の方向	1 0歳からの育ち・学びを支える
重点施策	2 就学前教育・保育の充実
推進計画	2 きらきら0年生応援プロジェクト

教育振興部 教育政策課

<概要・実績（平成29年度）>

小学校への円滑な接続を図るために、保幼小交流プログラム及び保幼小接続期カリキュラムの幼児教育施設での活用を推進するとともに、保育士・教員の資質・能力の向上を図る研修の実施や幼稚園児・保育園児（認定こども園児を含む。）と小学生との交流事業等を実施する。また、小学校入学を控えた子どもをもつ保護者を対象に、小学校入学前の準備や不安解消をテーマとした「小学校入学前子育てセミナー」を開催し、小学校への円滑な接続を図る。



【平成29年度実績】

- (1) 保幼小交流事業
  - ①交流事業 延2, 677名参加
  - ②交流給食 1, 369名参加
- (2) 担任研修会
  - ①5歳児・1年担任合同研修会（年3回） 計267名参加
  - ②4歳児担任研修会（年3回） 計248名参加
  - ③3歳児担任研修会（年1回） 92名参加
- (3) コーディネーター派遣事業 17園
- (4) 小学校入学前子育てセミナー 約180名参加

<評価の視点>

①成 果

保幼小交流事業、担任研修会及び小学校入学前子育てセミナーは、平成28年度と同程度の参加者があり、計画どおり事業を推進した。

また、コーディネーター派遣事業については、平成28年度と比較し、派遣先が7園増え、例年以上に保育士・教員の資質・能力の向上に寄与したものとする。

②有 効 性

交流事業では、幼児が小学生と交流することで、小学校入学への期待や希望をはぐくみ、小学生が幼児との交流を通じて自分の成長を実感できるような互惠性があり、幼児教育と小学校教育との円滑な接続に寄与している。

また、担任研修会では、講義だけではなく実技をまじえた実践的な研修も行っており、保育士・教員の保育活動の充実に有効なものとなっている。

③効 率 性

小学校入学前子育てセミナーでは、前回の参加者からの声を反映し、セミナー内で実施している参加者からの質問の受け付け方などに工夫をこらすことで、限られた時間の中で効率的に参加者に情報を提供することができた。

<今後の課題・方向性>

きらきら0年生応援プロジェクトは、北区の保幼小接続期教育の充実を図るため、平成22年度から実施している。今日に至るまでに、研修内容の充実、入学前子育てセミナーの実施等、幅広いニーズに応えるべく事業内容を修正して実施してきた。

今後も、常に現場や住民のニーズを踏まえつつ、保幼小接続期の教育・保育の充実に寄与するよう事業を推進していく。

総合評価

A

- |       |                  |
|-------|------------------|
| 取組の方向 | 1 0歳からの育ち・学びを支える |
| 重点施策  | 2 就学前教育・保育の充実    |
| 推進計画  | 4 区立認定こども園の整備    |

教育振興部 学校支援課

<概要・実績（平成29年度）>

平成29年4月に区立さくらだ幼稚園を幼保連携型認定こども園に移行し、区立さくらだこども園として開設した。スムーズな園運営のため、給食提供及び午睡を主として更に検討しつつ改善した。



<評価の視点>

①成 果

園内の給食配膳施設からの給食提供及び午睡はスムーズに行われるようになった。また、運営に向けた勤務体制（非常勤の雇用等）を整え、園の運営が滞らないように進められた。

②有 効 性

保護者の就労の有無にかかわらず、就学前の子どもが教育・保育を受けられる。また、待機児童の解消にも一定の効果があつた。

平成29年4月

こども園名	学級数	3歳児		4歳児		5歳児		在園児数計 計	定員計 計
		在園児数	定員	在園児数	定員	在園児数	定員		
		計	計	計	計	計	計		
さくらだこども園 (幼稚園枠)	4	—	—	47	50	47	50	94	100
さくらだこども園 (保育園枠)	1	30	30	8	10	3	10	41	50
合 計	5	30	30	55	60	50	60	135	150

③効 率 性

就学前の子どもに対する教育・保育の一体的な提供が可能となった。保護者に認定こども園という選択肢を提供することにより、多様なニーズに柔軟に応えることができるようになった。

<今後の課題・方向性>

こども園での園児の生活が円滑にいくことを最優先に園運営を行った。そのため、教職員が合同で行う会議・研修等の時間の確保が十分出来ず、事務連絡等のミーティングも保育終了後に行った日が多かったため、職員の長時間勤務を招いてしまった。

開設された区立認定こども園の運営を検証し、今後の区立幼稚園から区立認定こども園への移行について検討する。

総合評価

A

取組の方向	1 0歳からの育ち・学びを支える
重点施策	3 将来を見据えた小中一貫教育の推進
推進計画	9 小中一貫校の検討

教育振興部 教育政策課

<概要・実績（平成29年度）>

平成27年度は、「北区小中一貫校設置検討委員会」を設置した。北区の小中一貫教育の牽引役としての施設一体型小中一貫校の設置について、基本的な考え方を整理し、「北区小中一貫校設置検討委員会報告書」にまとめた。

平成28年度は、「北区小中一貫校配置検討委員会」を設置した。北区における施設一体型小中一貫校の設置について、候補校の比較検討を行った。その結果、神谷中サブファミリー内に施設一体型小中一貫校を設置することについて「北区小中一貫校配置検討委員会報告書」にまとめた。また、当該報告書を踏まえ、「北区立施設一体型小中一貫校設置基本方針」を策定した。

平成29年度は、設置基本方針を踏まえ、施設一体型小中一貫校の開校に向けて、学校関係者や地域住民の意見を反映するため、「神谷中サブファミリー施設一体型小中一貫校開校推進協議会」を設置した。協議会において、全体構想を策定するための検討を行い、「北区神谷中サブファミリー施設一体型小中一貫校開校推進協議会報告書」にまとめた。また、同報告書を踏まえ、「北区神谷中サブファミリー施設一体型小中一貫校全体構想」を策定した。

<評価の視点>

①成 果

開校推進協議会を5回開催し、学校関係者や地域住民の声を踏まえて「北区神谷中サブファミリー施設一体型小中一貫校開校推進協議会報告書」を1月にまとめた。また、同報告書を踏まえ「北区神谷中サブファミリー施設一体型小中一貫校全体構想」を3月に策定した。

②有 効 性

全体構想には、学校関係者や地域住民の声が反映されており、この全体構想を踏まえて学校施設の設計や建築工事等が進められる。

③効 率 性

施設一体型小中一貫校の設置に向けて、随所で学識経験者の意見を聞くとともに、学校関係者や地域住民の声を取り入れながら段階的に検討を行ってきており、事業は滞りなく進んでいる。

<今後の課題・方向性>

平成35年度の開校に向けて3つの検討組織（「学校経営検討委員会」「カリキュラム検討委員会」「新築基本計画等検討委員会」）を設置し、諸課題の解決に向けて検討を進めて行く。平成30年度は主に建物の基本設計を行うが、3つの検討組織が情報を共有し連携を図って進めることとする。

総合評価

A

取組の方向	2 確かな学力を保証する
重点施策	4 基礎的な知識及び技能の確実な定着
推進計画	12 中学校スクラム・サポート事業及び学力フォローアップ教室

教育振興部 教育指導課

<概要・実績（平成29年度）>

平成27年度より、学力フォローアップ教室をモデル校で実施し、小学校3・4年生を対象に週1回放課後、学力フォローアップ非常勤講師を配置し、学習のつまずきの解消を図っている。また、家庭学習アドバイザーが、中学校生徒に個別指導を行い、生徒の学習習慣の定着や学習意欲の向上を図っている。

○学力フォローアップ教室は、小学校36校の3・4年生を対象に平成28年度から全校実施をした。

○スクラムサポート事業の家庭学習アドバイザーの活用については、中学校全12校において実施した。対象教科は、英語、数学。1学期は713人、2学期は615人が参加した。



<評価の視点>

①成 果

○学力フォローアップ教室は、小学校3年生339人、4年生284人が参加した。  
○全区立中学校においてスクラムサポート事業の家庭学習アドバイザーの活用を図ることで、学習に関する生徒からの相談が増えた。

②有 効 性

北区基礎・基本調査の問題で定期的に診断することで、知識の定着度の高まりを確認できた。

③効 率 性

どの児童・生徒にも学習の機会が与えられ、かつ、必要性の高さに応じているため、学習保証という観点において、本事業は効率的である。

<今後の課題・方向性>

①学力フォローアップ教室については、学習保証の観点から、全小学校3・4年生に加えて、5・6年生に拡大する。  
②家庭学習の習慣化において、スクラム・サポート事業の家庭学習アドバイザーの活用は有効であるため、学校がどれだけ情報共有しているか、さらに検討していく。

総合評価

**B**

取組の方向	2	確かな学力を保証する
重点施策	6	学校図書館の充実による読書活動の推進
推進計画	16	学校図書館支援（魅力ある学校図書館づくり事業）

教育振興部 中央図書館

<概要・実績（平成29年度）>

中央図書館では、学校図書館システムの運営により、学校図書の貸出、返却、管理が円滑に行われるようにしている。

また、北区内の小中学校に対し、書架整理作業、バーコードラベル未添付資料への添付作業、資料データ入力作業等を、学校図書館指導員配置校では指導員が、未配置校では委託業者が行い、その他、相談業務には、指導員および図書館職員があたっている。

学校からの貸出希望が多いテーマの図書を「物語パック」、「テーマ別」などに区分し「学校パック」として図書の提供を行っている。

【平成29年度実績】

学校パック貸出	783	パック
学校でのブックトーク	78	件
学校でのボランティアによる読み聞かせ	795	件
中学生職場体験学習の受入	12	校 延べ257名

<評価の視点>

①成 果

学校図書館の書架整理作業や、図書館のレイアウトの変更、おすすめ本の紹介やテーマごとの本の展示等を行うことで児童・生徒が学校図書館を利用しやすくなった、多く訪れるようになったとの声が多く寄せられている。

各学校で広くボランティアによる読み聞かせが行われているほか、学校にテーマ別の図書の団体貸出がなされ、学校からの図書館活動に関する相談に応じ、読書活動の推進がなされている。

②有 効 性

学校図書館指導員や図書館職員が、書架整理、学校図書館の活用に関しての支援を行うことで、児童・生徒が学校図書館を利用しやすくなってきている。

学校図書担当教諭と学校図書館指導員や図書館職員との連携が密に行われることで、児童・生徒の読書活動の推進を図ることができている。

③効 率 性

学校図書館管理システムによる、図書の貸出・返却がスムーズに行われている。

また、図書館職員、学校図書館指導員が、学校図書担当教諭との学校図書の整理や図書館利用に関する相談を行って、児童・生徒が学校図書館を多く利用するようになり、学校図書館運営の効率性の向上に貢献している。

<今後の課題・方向性>

現在は3地区の各1サブファミリーの小・中学校に学校図書館指導員が配置され、未配置校には業者によるデータ更新などの支援のほか、図書館職員が支援を行っている。

学校・教育指導課・図書館が密な連携を図り、学校図書館の充実と読書活動の推進を図っていく。また、全校に学校図書館指導員の配置を目指すとともに、未配置校に対する図書館職員による支援に一層努めていく。

総合評価

**B**

取組の方向	5	個に応じた教育を推進する
重点施策	13	特別支援教育の推進
推進計画	37	<b>特別支援教室の推進</b>

教育振興部 教育総合相談センター

<概要・実績（平成29年度）>

情緒障害や発達障害のある知的な遅れのない通常の学級に在籍する児童・生徒に対して、個に応じた教育的支援を行う特別支援教室を整備していくとともに、専門性を有する巡回教員による児童・生徒への指導と、担任教員への指導・助言を行い、在籍学級での安定した学習につなげるように巡回指導体制を整備するとともに、教員の専門性の確保・養成等の充実を図る。

平成28年度から小学校全36校に特別支援教室を設置し、巡回による指導を開始した。対象児童数は平成28年度の354人から平成29年度は440人へと増加した。

また、平成29年度は「北区中期計画（平成29年度～31年度）」の策定とともに、「第三次北区特別支援教育推進計画」の策定に向けた検討の中でも中学校への特別支援教室の設置に向けて検討した。

<評価の視点>

①成 果

「北区中期計画（平成29年度～31年度）」や「第三次北区特別支援教育推進計画」の中で、平成31年度中学校全校に特別支援教室の設置を掲げ、平成30年度試行計画をまとめた。また、小学校の巡回指導を効率的に進めるため、平成30年度より巡回拠点校を7校から8校へ再編することについて検討した。

②有 効 性

東京都が平成33年度までに中学校における特別支援教室の導入を求めており、北区として中学校全校に特別支援教室を設置することは有効かつ必然であると判断している。また、小学校での巡回拠点校の再編は、対象児童の増加による対応として、一人ひとりの児童への指導が効果的に働くように検討を進めた。

③効 率 性

中学校に特別支援教室が設置されると通級指導から巡回指導へ変わり、在籍校から通級校への通学時間が不要となり、在籍校の中で授業時間の確保や指導を効率的に受けるようになっていく。また、小学校での巡回拠点校の再編は、巡回先となる学校数や学級数を勘案し、効率的な巡回体制の整備につながる。

<今後の課題・方向性>

小学校で実施している特別支援教室での巡回指導を受ける対象児童一人ひとりの学習の困難さ等の課題を改善していくためには、特別支援教室での指導だけでなく、在籍学級や家庭と連携した継続的指導が重要課題である。巡回指導を必要とする児童の早期発見・早期対応をしていくために、学校での校内委員会での検討や特別支援委員会での判断等が円滑に運営できる体制をとり、連携を強化していく必要がある。今後、中学校に導入される場合でも同様である。

また、特別支援教室での指導は、合理的配慮の一つの手法として、通常の学級での指導だけでは学習面や生活面での困難さが生じる場合に、特別の教育課程を編成して実施するものである。その効果的な指導を充実させていくために、巡回指導を行う教員の専門性の確保・養成、在籍学級担任等との連携や指導をより進めるための連携型個別指導計画の作成と活用の取組とともに、小・中学校においてインクルーシブ教育を推進する中で、通常の学級での学習や適応を支援するシステムとして、より有効に機能させていくことが今後の課題である。

総合評価

A

取組の方向	6	グローバル社会で活躍できる子どもを育てる
重点施策	20	国際理解教育の推進
推進計画	58	英語が使える北区人事業

教育振興部 教育指導課

<概要・実績（平成29年度）>

小・中学校へ外国語指導助手（ALT）を配置し、児童・生徒の英語に触れる機会を積極的に増やすとともに、児童・生徒のコミュニケーション能力を高め、英語による交流ができる子どもを育成する。

- ALTについては、小学校については、1～4年生20時間、5・6年生35時間、中学校については、1・2年生35時間、3年生は25時間配置した。
- 英検補助については中学校3年生を対象に検定費用の補助を行った。
- 外国語教育アドバイザーが全小中学校を訪問し、指導・助言を行った。
- 外国人講師との放課後英会話講座としてイングリッシュプラザを実施し、より身近で積極的に英語に触れ合った（滝野川紅葉中学校 希望者45名）。

<評価の視点>

①成果

ALTの配置、外国語教育アドバイザーの活用により、教育課程の適正な実施につながった。

②有効性

英語検定の費用補助により、受験志願者数は、在籍1520人中913人であった。  
（受験志望率は60%。昨年度より7%アップ）

③効率性

英語の運用能力を測る指標として、英検の級の取得率は分かりやすかった。事業の成果として、今後の目安となった。

<今後の課題・方向性>

- ①新学習指導要領の移行期間にあたり、指導計画及び授業案を作成・配布し、小学校の3・4年生の外国語活動、5・6年生の外国語科の授業の在り方、指導について外国語教育アドバイザーから指導・助言を行い、充実を図る。
- ②英検補助を活用する人数を増やすこと。引き続き、受験志望率の増加を目指す。

めざせ 英検3級!

**英語検定料 全額補助のお知らせ**

北区では、平成29年度北区立中学校の第3学年の生徒を対象に、実用英語技能検定(英検)の第2回(平成29年10月実施)検定料を全額補助します。この機会に英検3級以上の取得を目指しましょう!

★目標は英検3級ですが、実力に見合った級の受験が可能です。  
★検定料の補助に受験料は関係ありませんが、補助できるのは一つの級だけです。  
★受験級によっては、準会場(一学校)で受験できない級があります(英検1級、準1級)。詳しくは公益財団法人日本英語検定協会ホームページ等でご確認ください。

◆対象となる生徒 北区立中学校に通う第3学年の生徒	◆申し込み方法 ・全額補助となるのは、団体申込分として学校が受付した分だけです。対象となる生徒は、直接学校へお申し込みください。 (検定料の提出は必要ありません。)
◆対象となる検定 平成29年度第2回検定	・公益財団法人日本英語検定協会や契約書店等へ個人で直接申し込んだ場合は対象なりません。 ・検定会場は、英検1級、準1級を除き準会場(一学校)となりますが、やむを得ない事情で本会場に変更して受験した場合も対象となります。

この冊の問い合わせ先 北区教育委員会事務局 教育振興部教育指導課 指導係 電話:03(3908)9287

総合評価

B

## Ⅱ 教育環境の向上

ベテラン教員の大量退職に伴い、経験年数の浅い教員の資質や能力の向上が緊急の課題です。各種研修の充実と教育アドバイザーによる訪問指導の充実を図ります。また、体罰の根絶を目指し、部活動指導におけるコーチング手法の導入や、教員の指導力の向上に努めます。

児童・生徒が安全・安心で快適に過ごせるよう、老朽化した学校施設の改修・改築をはじめ、トイレの洋式化や特別教室への空調機の設置、防犯カメラの設置などを計画的に進めます。

教育相談体制の充実に向けて、スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラーの活用の充実を図ります。

子どもたちに豊かな教育環境を整備するために、区立小学校の適正配置やICT学習機器の整備、さらには地球環境に配慮した学校施設整備を進めます。また、高校や大学との連携による学校教育の充実に努めます。

### 【取組の方法】

- 7 「学校の教育力・経営力を高める」
- 8 「安全・安心な教育環境を整備する」
- 9 「豊かな教育環境を整備する」

取組の方向	7 学校の教育力・経営力を高める
重点施策	23 教員の指導環境の充実
推進計画	64 校務支援システムの推進

教育振興部 教育政策課

<概要・実績（平成29年度）>

【概要】

学籍情報を基に、成績処理から通知表、指導要録作成などを一貫して行う「校務支援システム」を平成24年度より導入した。煩雑だった校務の効率化と情報の共有化により教職員の負担軽減を図り、授業準備の時間や児童・生徒と向き合う時間を増やし、教育の質の向上や学校運営の改善を目指している。

【平成29年度実績】

既存システムのサポート終了に伴い、システムの維持と並行して新システムの構築業務を行った。システムの初期設定等に関しては、更改検討委員会の活用等で、可能な限り現場の意見をヒアリングすることに努めた。更改検討委員会開催回数：3回



新システム画面

また、既存のシステムでは機能が不十分だった保健機能に関しカスタマイズを含め対応することで、養護教諭の業務負担軽減につながるシステム構築を行った。

<評価の視点>

①成果

計画どおりに再構築がすすみ、平成30年度当初から本格稼働が開始した。

②有効性

旧システムでは機能が不十分だった部分（養護機能・掲示板機能等）について、重点的に検討を行い、長期的には教職員の負担減につながるシステムを構築した。

③効率性

運用回避できる部分とカスタマイズが必須な部分の検討を十分に行うとともに、不要な機能や会議等の削減に努めることで費用を抑えることができた。

<今後の課題・方向性>

新システムの習得が過度の業務負担増につながることを防ぐよう十分なサポートが必須となる。今後は安定稼働と操作習熟による負担軽減を目指し保守業務・研修等を行っていく。

総合評価

A

取組の方向	8	安全・安心な教育環境を整備する
重点施策	25	学校改築・リフレッシュ改修の実施
推進計画	67	<b>学校の改築</b>

教育振興部 学校改築施設管理課

<概要・実績（平成29年度）>

「北区立小・中学校改築改修計画」に基づき、全ての区立学校に通う児童・生徒が改築校で学習できる環境を早期に整備する。

改築対象校については、①中学校優先の教育環境の充実②昭和30年代建築の小学校③地域バランスの配慮④小中一貫教育の一層の推進等を考慮して選定する。

なお、改築する際は、「北区立小・中学校整備方針」に基づき、時代の進展や社会の変化に対応した「教育先進都市・北区」にふさわしい学校施設として整備する。

【平成29年度実績】

- ①なでしこ小学校：新校舎完成。
- ②稲付中学校：新校舎の建設を引き続き実施した。
- ③田端中学校：新校舎の建設を引き続き実施した。
- ④浮間中学校：既存校舎の解体工事を実施するとともに、新校舎の建設に着手した。
- ⑤王子第一小学校：基本設計を進め、ブロックプランを公表し、実施設計に着手した。

<評価の視点>

①成 果

平成25年度に改築に着手したなでしこ小学校が完成した。平成26年度に稲付中学校、田端中学校、平成27年度に浮間中学校、平成28年度に王子第一小学校の改築に着手した。事業中の5校とも、推進計画どおり設計や工事を進めることができた。

②有 効 性

老朽化する学校施設について、中長期的かつ総合的な視点をもって改築が進められている。

③効 率 性

地域代表や学校関係者を交えた基本設計検討会や、保護者及び地域住民への説明会などを行い、区民との協働や理解を得ながら、設計や工事を予定通り進めた。

<今後の課題・方向性>

老朽施設の更新と多様なニーズに応えることができる教育環境の整備を図るため、目標使用年数の65年を迎えるまでに計画的に改築を実施していくことが必要である。しかしながら、震災復興や東京オリンピック・パラリンピックの影響で工事費が増加していることから財政への負担が大きいことを踏まえ、防災機能はもちろんのこと公共施設の複合化・集約化など、施設の有効活用を図れるよう検討しなければならない。

総合評価

**A**

取組の方向	8	安全・安心な教育環境を整備する
重点施策	25	学校改築・リフレッシュ改修の実施
推進計画	68	<b>リフレッシュ改修工事の推進</b>

教育振興部 学校改築施設管理課

<概要・実績（平成29年度）>

当面改築に至らない昭和40年以降に建築された小学校を対象に、建築後又は従前の大規模改修後25～30年の経過を目安に、学校施設の長寿命化と教育環境の充実に図るため、大規模な改修工事（リフレッシュ改修）を計画的に実施する。

【平成29年度実績】

①滝野川第二小学校リフレッシュ改修1期工事

- ・屋上防水改修
- ・外壁補修及び塗装（校庭側）
- ・1～3階廊下及び階段の内装改修
- ・西側トイレの全面改修
- ・普通教室内装改修及び家具等の改修など

②堀船小学校リフレッシュ改修1期実施設計

③浮間小学校リフレッシュ改修1期実施設計

<評価の視点>

①成 果

平成26年度から年1校以上を目標としており、事業完了3校、事業着手3校となっている。

②有 効 性

防水・外壁改修、設備機器の更新、普通教室を中心とした内装改修等により、施設の長寿命化及び教育環境の向上が図られた。

③効 率 性

できる限り教育環境に影響が及ばないよう、夏休みを中心に児童が校舎内に居ながらの工事を基本とし、空き教室を利用するなど効率的な工事進捗に努め、効果の発現を早期に達成できた。

<今後の課題・方向性>

区立小中学校のうち改築を終えている8校を除くと、残りの3/4の学校が建設から45年以上が経過しており、計画的かつ効率的な改築・改修が必要となっている。

また、事業開始以降、工事完了までに複数年にわたる工期を要しており、今後の円滑な実施を確保するため、より事業内容を精査するとともに、可能な限り工期の短縮を図っていく。

さらに、当面の間、改築時期を迎えるに至らない学校については、中長期にわたり施設の根幹となる設備や機能の安全性を適切に維持・保全していく必要があり、予防保全の観点から計画的に施設の大規模な改修を行い、良好な状態で学校施設が引き続き使用できるよう計画的かつ効率的な事業の展開を図っていく。

総合評価

A

取組の方向 8 安全・安心な教育環境を整備する

重点施策 27 教育相談体制の充実

推進計画 72 スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置

教育振興部 教育総合相談センター

<概要・実績（平成29年度）>

スクールカウンセラーについては、いじめや不登校等の未然防止や改善及び解決、学校内の教育相談体制の充実に目的としている。中学校全校に東京都雇用のスクールカウンセラーを配置するとともに、区スクールカウンセラーをサブファミリーに13名配置し、各地区の小学校3～4校を受け持っている。サブファミリー内の幼稚園及び中学校への巡回を行うことにより、東京都のスクールカウンセラーと相互に連携を図っている。また、教育相談にいじめ相談担当として1名配置している。平成29年度の児童・生徒を対象とした相談実績は、総数41,373件（小学校35,321件、中学校6,052件）となっている。

スクールソーシャルワーカーについては、3名体制で、区内を赤羽・王子・滝野川の3地区に分け、それぞれを担当している。また、平成27年度より「統括指導員」を1名配置し、スクールソーシャルワーカーのスーパーバイザーとして指導及び育成、サポートを行っている。スクールソーシャルワーカーは学校から依頼を受け、児童・生徒のいじめや不登校、児童虐待、暴力行為等の問題等に対し、教育相談員や民生委員・児童委員、児童相談所等の関係機関と連携、仲介、調整等を行っている。平成29年度に支援対象となった相談実績は総数174件で、そのうち49件が問題解決した。

<評価の視点>

①成果

スクールカウンセラーの相談件数は、平成27年度より4万件を超えており横ばい傾向となっている。また、スクールソーシャルワーカーの相談件数は昨年度と同様170件を超え、174件であった。その中で、問題の終結に至った件数は、49件であった。

②有効性

定期的な相談活動をしていく中で、児童・生徒との関わりや保護者面談、教員からの情報提供等に基づき、総合的に相談を進め、校内委員会や関係機関を含めた検討等を図りながら効果的に進めた。

③効率性

児童・生徒一人ひとりの抱える相談の内容の複雑化・課題解決が長期化する中、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーがそれぞれの立場と役割を明確化し、学校や家庭との連携を図り、定期的な話し合いを行い、効率的に進めた。

<今後の課題・方向性>

児童・生徒のいじめや不登校問題のみならず、友人関係、親子関係、学習関係に起因する問題や、さらに心身に起因する問題行動、貧困化の問題等の多岐にわたる様々な相談内容に対応していく必要がある。その状況のなか、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーは、学校との連携や教員との情報を共有し、児童・生徒の臨床心理に関する専門的な知識や経験または社会福祉資源との関わりをもつ質の高い人材を確保していくことが課題である。

「学校教育法施行規則の一部を改正する省令（平成29年文部科学省令第24号）」が平成29年4月1日から施行され、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの職務が新たに規定された。国は、平成31年度までに原則として全公立小・中学校にスクールカウンセラーの配置、全中学校区にスクールソーシャルワーカーを配置すると目標を掲げているため、今後とも国の動きを注視していく必要がある。

総合評価

A

取組の方向	9	豊かな教育環境を整備する
重点施策	28	区立小学校の適正配置の推進
推進計画	75	<b>区立小学校の適正配置の推進</b>

学校適正配置担当部 学校適正配置担当課

<概要・実績（平成29年度）>

【概要】

少子化に伴う区立小学校の小規模化に対応し、教育環境の改善と向上を図るため、東京都北区立学校適正配置計画に基づき、サブファミリー毎に設置する検討組織において、関係者と十分に協議を重ね、合意形成を図りながら適正配置を推進する。

【桐ヶ丘中サブファミリーブロック】

平成29年度の東京都教育人口推計では、ブロック内の当面存続規模を下回る小学校が当面存続規模を確保する見込みとなったことや、地域開発の動向が不透明であることから、適正配置を検討することに対して慎重な意見が大勢を占め、平成30年2月に協議を終了した。

【十条富士見中サブファミリーブロック】

平成28年度に引き続き、適正配置に向けた協議を行った。協議期間の目安とした2年間で合意を得ることが難しいため、協議会を1年間延長した。

<評価の視点>

①成 果

桐ヶ丘中サブファミリーブロックについては、協議会委員の地域の状況についての理解を深めることができた。

十条富士見中サブファミリーブロックについては、当面、児童数は増加するものの、ブロック内の5校全ての小学校が適正規模を確保することが難しいという共通理解を得られ、引き続き統合する学校の組み合わせの協議を進めることとした。

②有 効 性

十条富士見中サブファミリーブロックの適正配置により、ブロック内の小学校は適正規模（（1学年2～3学級）×6学年）を確保する見込みである。

③効 率 性

地域や保護者の代表、学校関係者などで構成する協議会を設置し、協議を重ねることで、関係者の理解を得ながら適正配置を推進することができた。

<今後の課題・方向性>

北区全体では児童数は増加傾向にある一方、今後少子化の更なる進展により適正規模を確保することが難しい小学校や、地域開発動向等による地域偏在が生じるなど、地域の様々な事情を総合的に考慮して検討しなければならない大変デリケートかつ困難な課題である。

協議にあたっては、現在と未来の子ども達にとってどのような教育環境を整備していくべきかといった視点で、地域・保護者・学校関係者と丁寧に協議を重ね、合意形成を図りながら着実に適正配置を進めていく。

また、統合にあたっては改築を前提としないが、学校施設の目標使用年数（65年）も考慮し、統合新校の配置を検討していく。

総合評価

**B**

### Ⅲ 家庭・地域の教育力向上の支援

都市化や核家族化、地域の連帯意識の希薄化等を背景として、家庭・地域の教育力の向上が大きな課題となっています。

ことに、家庭における生活習慣の確立は、子どもたちの成長に大きく影響することから、乳幼児の段階での家庭への働きかけを充実させることが大変重要です。ブックスタート事業をはじめ乳幼児家庭を対象とした事業の充実を図ります。また、生活習慣形成のための新たな事業をスタートさせます。さらに、PTA活動や家庭教育学級の充実を図るとともに、相談体制や家庭の支援に関連する事業間の連携を強化していきます。

学校と地域との連携を強化するため、学校支援地域本部事業を核として、学校支援活動の一体的な推進を図るとともに、青少年委員やスポーツ推進委員の活動の充実を図ります。

放課後子ども総合プランの全小学校での実施を計画的に進めるとともに、地域の人材の協力を得て、内容の充実に努めます。

#### 【取組の方向】

- 10 「家庭の教育力の向上を支援する」
- 11 「地域の教育力の向上を支援する」

取組の方向	11 地域の教育力の向上を支援する
重点施策	36 学校と地域の連携
推進計画	95 <b>学校施設の地域開放</b>

教育振興部 生涯学習・学校地域連携課

<概要・実績（平成29年度）>

【概要】

区立小・中学校の体育館・教室・校庭などを他の事業で使用するものを除き、学校教育に支障のない範囲で貸出を行う。

【平成29年度】

①制度の整備

制度間で不均衡が生じていた使用料の見直しを図るため、学校設備使用条例、同規則を改正し、地区体育館開放制度、校庭夜間開放制度を同一規則の中に統合した。

②なでしこ小学校複合施設における地域開放の検討

北区初の学校複合施設として公共施設（地域振興室・ふれあい館）を学校の敷地内に設置（＝複合化）し、地域コミュニティの拠点として、より地域に開かれた学校の実現を目指し検討を進めた。学校施設のうち特に利用率が高く見込まれる体育館及び特別教室（ランチルーム・和室・家庭科室・音楽室）を積極的に開放するため、条件整備をした。

<評価の視点>

①成 果

ア制度の整備

制度が簡素化され、わかりやすくなった。また、体育館使用料の曜日による不均衡が是正された。

イなでしこ小学校複合施設における地域開放の実施

計画どおり30年度4月に開放に至った。小学校にふれあい館を併設することで、貸出可能施設を増やし、利用者の選択肢を広げることができた。

②有 効 性

地域の身近な学校施設のさらなる開放は、スポーツや文化活動の場の拡充に効果的である。

③効 率 性

なでしこ小学校では、通常の学校開放と大きく異なり、ふれあい館と学校施設開放の貸出窓口を一本化し、頻繁に開放する体育館及び特別教室について常時予約・支払受付を可能にしたことで、利用者の利便性が向上し、効率的な地域開放が行えている。

<今後の課題・方向性>

学校施設の地域開放を推進するためには、学校の負担を軽減し、学校が安心して地域に開放できるような施設管理のハード・ソフト両面での条件整備が必要である。

今後は、学校施設の地域開放が進むよう、学校の負担を軽減できる仕組みづくりや条件整備をすすめ、学校にさらなる理解と協力を働きかけ、開放部屋数の拡大に努めていく。

平成31年4月より田端中学校では地区体育館制度、稲付中学校では地区体育館制度及び校庭夜間開放制度を導入するため、条件整備等に取り組んでいる。

総合評価

C

取組の方向	11 地域の教育力の向上を支援する
重点施策	36 学校と地域の連携
推進計画	96 <b>学校支援ボランティア活動推進事業</b>

教育振興部 生涯学習・学校地域連携課

<概要・実績（平成29年度）>

様々な知識、技能、経験をもつ地域の人々が学校支援ボランティアとして学校における学習活動、安全確保、環境整備等多くの分野で活躍できるよう、スクールコーディネーターを中心として、学校のニーズとボランティアの活動を繋げて、児童・生徒の教育活動にボランティアの力が生かせる取組を行っている。

平成29年度も、区立小・中学校全校でスクールコーディネーターを中心に、学校のニーズに基づいた学校支援ボランティア活動を推進した。また、広報誌を作成し、学校・保護者・地域に配布するとともに、教員研修会においてスクールコーディネーター自身が事業の実施や取組を紹介することで事業内容や取組について周知を図った。その他、年2回の全体会、年5回の役員会、年2回の研修会や各地区交流会を通じて、各スクールコーディネーターの資質を向上させ、地域教育力の充実を目指した。



<評価の視点>

① 成 果

区立小・中学校全校より活動報告があり、授業支援や行事支援等様々な分野でボランティア活動の機会が拡充された。学校とスクールコーディネーターと地域のつながりが強くなったことで、充実した支援を行えるようになった。

② 有 効 性

学校と学校支援ボランティアをはじめとする区民が協働して学校支援活動を進めることにより、新たな体験学習の機会の充実や児童・生徒の安全で安心できる環境づくり、よりきめ細やかな児童・生徒の学びの支援が進み、地域教育力の向上が図られている。

③ 効 率 性

区立小・中学校全校にスクールコーディネーターを配置することで、各校における学校のニーズの把握やボランティアのマッチングなどがしやすく、学校支援ボランティア活動が学校の実情に合った方法で推進されている。また、地区交流会など定期的な会を開催することで、知識や情報を共有できている。

<今後の課題・方向性>

学校支援ボランティア活動の事業周知に努め、学校関係者や地域への理解を深めていくとともに、学校からのニーズを掘り起こし、スクールコーディネーターの育成や地域のボランティア等人材の確保にさらに努めていく。

今後は北区学校サブファミリー内での連携を更に強化していく。

総合評価

**B**

## IV 生涯学習の振興

区民一人ひとりが、自己を磨き、心豊かに生きていくためには、生涯にわたって自主的に学び続けることが重要です。特に、23区の中で最も高齢化率の高い北区では、高齢者を対象とした施策の充実を図る必要があります。

区民の主体的な学びを支援するために、学習機会の充実を図るとともに、身近な学習の場の整備、学習情報の提供や相談体制の充実を進めます。

図書館は、生涯学習を支える主要な施設であり、区民との協働により、区民のニーズに見合った事業の推進に努めるとともに、ボランティアの育成と高齢者サービスの向上に努めます。

また、学習の成果を地域に生かし、還元する、生涯を通じた学びのつながりをつくる「教育循環型社会」の構築を図ります。

グローバル化が進み、世界の様々な文化との出会いが日常化していく中で、ふるさと北区の魅力を発信し、北区への愛着を深める事業の推進が求められています。北区は文化財の宝庫であり、その保存・継承とともに、地域の魅力として活用を図ることが重要です。

また、飛鳥山博物館と小・中学校の連携充実に努め、子どもたちにふるさと北区への愛着を深める機会を提供していきます。

### 【取組の方向】

12 「一人ひとりの主体的な学びを支援する」

13 「文化・芸術活動を振興する」

取組の方向	13 文化・芸術活動を振興する
重点施策	44 ふるさと北区への愛着を深める事業の推進
推進計画	116 北区の部屋事業

教育振興部 中央図書館

<概要・実績（平成29年度）>

中央図書館「北区の部屋」では「北区のことなら何でもわかる」をコンセプトに、北区に関する資料を収集・公開しており、以下の事業を実施している。

①刊行物の発行・有償頒布

- ・『北区の歴史はじめの一步』（7分冊）：地元の歴史に興味を持つ契機となるよう、毎年、区立小学校3年生全員に該当地区の『はじめの一步』を配布。このほか、図書館、博物館、区政資料室にて有償頒布も実施。

H29年度販売実績 417冊

- ・『北区こぼれ話』：図書館発行の地域資料に関する月刊広報紙「北区の部屋だより」に連載している、北区に関するコラム「北区こぼれ話」1話～50話をまとめ刊行し、図書館にて有償頒布。H29年度販売実績36冊

- ・『TOKYO北区のKITAみち』の作成：北区のことが1冊でわかる、北区に関する歴史読本を作成した。（平成30年4月発行及び図書館、博物館、区政資料室、区内一部書店にて有償頒布開始）

②「公開歴史講座」の開催 地域資料専門員を講師とした北区を題材とした講演会。

- ・「滝野川帝国種苗殖産の昭和史」（平成29年10月 参加者40名 講師：黒川徳男）
- ・「ここが年貢の納めどき～江戸の村と年貢」（平成30年3月 参加者52名 講師：保垣孝幸）

③「北区の部屋」テーマ展示。毎月、地域資料専門員が北区に関するテーマに基づきパネル展示を行い、併せて関連図書を紹介。

④北区に関するレファレンス及び取材への対応。一般利用者のほか、区内他部署、北区に関する研究者、テレビ局・出版社等のメディアなどからの問い合わせに幅広く対応。適切な資料提供を行っている。

⑤地域資料専門員による出張講座。小中学校、町会や施設等からの要望に応じ地域資料専門員が北区の歴史について出張講演を行っている。

⑥地域資料のデジタル化。著作権に問題の無い（権利を持っていたり、著作権が切れている）貴重資料については保存を主とするデジタル化を行っている。

⑦「北区図書館活動区民の会」との協働により「歴史講演会」、小学生対象の「ナイトツアー」、北区の歴史についてのワークショップ「北区の歴史を学ぶ会」等を行っている。



<評価の視点>

①成果

北区の部屋については各方面に周知され多く利用されており、ふるさと北区の定着に貢献しているほか、北区について内外に周知するための役割を果たしている。また、区民の会との協働により、図書館から区民へ、区民から区民へといった知識の継承と、地域コミュニティの創出にも貢献している。

②有効性

地域資料専門員という北区ならではの2名の職員の配置により、北区に関することを幅広く収集、保存、公開、情報発信しており、レファレンス量の増加、出版物の充実等北区の部屋の利用率は年々高まっている。

③効率性

図書館という特性から、紙媒体の資料の収集保存、冊子発行による啓発、講演会等による情報発信は適正な手段であると思われる。

<今後の課題・方向性>

①地域資料のデジタル化について、北区立図書館としての方針の確立が今後の課題である。

②北区のことが1冊でわかる、『TOKYO北区のK I T Aみち』については日本語版が完成し30年度から販売を開始する。また、東京オリンピック、パラリンピック（2020年）に向けて、北区の歴史や良さを北区民や区外・外国の人々にも知ってもらうことを目的に、平成30年度中に本書の「英語翻訳版」の完成を予定している。

③「北区こぼれ話」については、「北区の部屋だより」の51～100話が発刊済みあり、平成30年度中に加筆修正を加えた第2弾の作成を行う。

総合評価

A

取組の方向	13 文化・芸術活動を振興する
重点施策	44 ふるさと北区への愛着を深める事業の推進
推進計画	118 飛鳥山博物館の講座・企画展の充実

教育振興部 飛鳥山博物館

<概要・実績（平成29年度）>

区内には有形無形の歴史的文化遺産が多数あるため、北区ならではの歴史や自然、文化の魅力を発信する企画展や、区内の各所にある文化財巡りや身近な地域の歴史について知ることができる講座の充実を図り、区の魅力をアピールし、ふるさと北区への愛着を深めていく。

【平成29年度実績】

展示事業：6回234日開催 観覧者数67,247人

講座講演会：61講座94回開催 参加者数3,297人



<評価の視点>

①成 果

6回234日開催の展示事業と61講座94回開催の講座講演会に、区民をはじめとする多くの方々に観覧および参加していただいたことで、区の魅力をアピールできた。また、観覧者、参加者からは展示、講座講演会共に好評を得ている。

②有 効 性

区の歴史や自然、文化を題材にした展示事業と講座講演会を行い、区の魅力をアピールすることで、区の歴史的文化遺産への理解が深まり、ふるさと北区への愛着が深まる。

③効 率 性

身近にある歴史的文化遺産を活用しているので理解しやすい。また、区の歴史や自然、文化に関して熟知している館の学芸員が展示や講座講演会を考案しているので、数多くの事業を行うことができる。

<今後の課題・方向性>

常に新たな視点で展示を考える必要がある。また、好評を得ている講座講演会は継続をし、かつ内容を見直しながら新たな講座を構築していく必要がある。また、展示、講座講演会共に高齢者を中心とした方々の観覧、参加が多いのが現状であるが、学生や子育て世代を含めた幅広い年齢層にも観覧、参加してもらうための工夫が必要である。充実の維持・拡充を図るための体制の構築が課題。

総合評価

A

取組の方向	13	文化・芸術活動を振興する
重点施策	45	文化財の保護・活用と保存・継承
推進計画	119	「史跡のまち・北区」のPR

教育振興部 飛鳥山博物館

<概要・実績（平成29年度）>

北区には西ヶ原遺跡群・十条台遺跡群などの埋蔵文化財包蔵地や国指定文化財の中里貝塚や西ヶ原一里塚、旧古河氏庭園などの史跡も多く存在する。AR（拡張現実）やQRコード等を活用して、現地で史跡に関する画像や説明を見られることにより史跡を実感できるようにする等「史跡のまち・北区」を広くPRしていく。

平成29年度は遺跡や史跡を訪れ、解説する野外講座を8回行い周知を図った。また、区内各地の文化財説明板21か所にQRコードを添付し、現地で詳細な解説を見られるようにした。

中里貝塚は平成12年に国史跡に指定された。縄文時代に形成された国内最大級の貝塚である。現在、貝層を保存するために地下に埋もれた状態で暫定整備されているが、国史跡としての整備・活用が求められている。

そこで平成29年度は史跡の本質的価値と構成要素を明確化した総括報告書をまとめあげた。そしてこれを基に史跡の保存活用をどのようにしたらよいかを検討する保存活用計画策定委員会を発足した。



<評価の視点>

①成果

区内の遺跡や史跡を巡る野外講座を8回開催し、合計211名の参加者を得た。参加者からは好評を得ている。

中里貝塚については、総括報告書をまとめたことで貝塚全体の本質的価値が決まった。

②有効性

座学の講座での解説だけでなく現地を訪れることで、区民に対して区内の史跡や文化財のPRを行い、理解を深めることができる。

中里貝塚については、総括報告書を踏まえた保存活用計画を進めていくことができるようになった。

③効率性

今後、上記のような方法で適正に実施していく。

<今後の課題・方向性>

遺跡や史跡については今後も適宜その内容や資料を展示や講座などを開催することによってPRしていく。

中里貝塚においては、将来にわたり、史跡として公有化を図りたい土地を明示し、土地利用の制限・変更など地元住民の理解を得ることが重要である。中里貝塚全体の活用方法を検討し、地域との調整を図っていく。

総合評価

A

### (3) 点検及び評価に関する学識経験者の意見

東京都北区教育委員会の点検及び評価に関する意見

東京福祉大学教授 山本 豊

東京都北区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（平成29年度分）報告書（以下「報告書」と表記する。）を拝読した結果、標記の件に関して、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第2項に基づき意見を述べる。

#### 総論

教育委員会の活動状況に学校ファミリーの項目があり、教育委員が年3回の学校ファミリーの日に学校を訪問したとの記載がある。教育委員の熱心な活動に敬意を表したい。

一方、委員会の議案・報告の中に学校ファミリーのことについての内容が見当たらないのは、いかがであろうか。神谷中サブファミリー施設一体型小中一貫校の設置についての報告の中でおそらく学校ファミリーについて触れることもあろうが、北区の教育活動の中で学校ファミリーのもつ意義は大きい。年に一度、もしくは学校ファミリーの日後の教育委員会でその実施状況についての成果や課題などについての報告（情報交換）があってもよいと考える。

評定（評語）の内容がAであれば計画通り順調に実施されており、さらに拡充していくとあるが、概要・実績の欄はあるが計画がどのようなものであるか推察できないものが多くある。すなわち、評定の根拠がはっきりしないものが散見される。公的事業における計画とは、予算との関係もあるが、多くは達成すべき目標のことである。成果はそのことと関連付けて評価してこそ価値と意味がある。また、総合評価の評定は達成目標（計画）に対してのものである。この点に関しては改良の余地があると考ええる。別言すれば、評価や評定の根拠を明確に示すことが、次年度の有効な予算編成のもととなるのである。

#### 各論

##### I 学校教育の充実

##### 2) きらきら0年生応援プロジェクト

総論で述べたことの繰り返しになるが、①の成果のところでは平成28年度と同程度の参加者があり、計画通り事業を推進したとあり、同程度の参加者を見込んだことが計画だと理解することができる。一方、後段では平成28年度と比較し、派遣先が7園増え、例年以上に云々……とある。計画を示したと思える事業概要には、派遣先を増やすことが示されていない。結果を成果として述べることは、計画性の点からは課題が残る。事業自体の意義は大きいと考えるのでその充実のためにも一考を要したい。

#### 4) 区立認定こども園の整備

②の有効性のところの待機児童の解消にも一定の効果があったとの表現がある。一定という言葉の使い方が曖昧なために、待機児童の解消にどの程度どのような効果があったのかがはっきりしない。したがって、そのことと下の表との関連がはっきりしない。

#### 12) 中学校スクラム・サポート事業及び学力フォローアップ教室

基礎的な知識及び技能の確実な定着ということから教育課程外においても学習支援や学習習慣の定着及び学習意欲の向上を図っている取り組みには敬意を表したい。今後の課題・方向性に示されていることを勘案すると、学校と家庭学習アドバイザーが情報を共有できる方策を示し、その指導の効果を図りたい。そのためには、本事業の担当課が情報を共有するための方策を示す必要がある。昨年度と同じ課題を示すことは、改善が図られなかったことになる。課題は課題として残さずに改善することに課題を示す意味があると考えたい。

また、費用対効果ということからは、スクラム・サポート事業やフォローアップ教室を受けた児童・生徒の学力の伸びを基礎・基本調査などを使って個別に検証したい。自己教育力や自己学習能力の育成という点からも学習習慣の定着や学習意欲の向上などについても検証を勧めたい。それは費用対効果という観点からだけでなく、効果的な指導法についての研修内容や貴重な資料ともなり得るものである。

#### 37) 特別支援教室の推進

情緒障害や発達障害はあるものの知的な遅れのない通常の学級に在籍する児童・生徒に対しての指導は、学校教育法施行規則第 140 条のいわゆる通級による指導として行われているものである。しかし、特別支援教室の設置によって児童・生徒の負担を減少させ又効果的な指導を図るということから多くの自治体で巡回指導体制がとられるようになってきている。北区教育委員会でも、いち早くこの指導体制がとられたことに敬意を表したい。また、障害のある児童・生徒への教育は就学相談のあり方とも切り離せない課題である。現実的な対応として、特別支援教室が充実することは、望ましいことであるが、就学先の決定における総合的な判断をも念頭に置いた指導でありたい。特別支援教室による巡回指導が専門性の高い指導者による適切な指導とともに、保護者への就学にかかる相談体制の充実が望まれる。

#### 58) 英語が使える北区人事業

グローバル社会で英語活用能力の重要度は益々高くなっている。北区教育委員会が英語教育に力を入れていることは、在住区民にとっても心強い政策と思われる。一方、この事業は、費用対効果が分かりやすい事業である。すなわち、北区立中学校で学んでいる生徒の英検の合格状況を教育委員会は把握する必要がある。それを評価や評定に内容にすることが、英語が使える北区人事業が有効に機能しているかのメルクマールとなると考える。ALTの効果的な活用やALT派遣会社の意欲につながると考える。

## II 教育環境の向上

### 67) 学校の改築 68) リフレッシュ改修工事の推進

この事業は予算上の制約を受けやすいために、中・長期計画に基づいて粛々を行うしかないものと思われる。しかし、学校を取り巻く環境は、教育内容のみならずハード面でも変化が求められている。気候の急激な変動や多様な価値観への対応などが学校教育の喫緊の課題となっている。校庭や屋上の緑化、LGBTへの対応によるトイレや更衣室のあり方とその表示の仕方等々その例を挙げたらきりがないと思われる。予算の制約もあるだろうが、学校の改築や改修の際には変化への柔軟な対応が求められると考える。

### 72) スクールカウンセラー（SC）・スクールソーシャルワーカー（SSWR）の配置

児童・生徒の中には福祉上の課題があるため、そのことが教育上の課題となっている子が増えている。また、福祉上の課題は学校（教員）の中だけで解決を図ることが難しく、SSWRが家庭や民生児童委員そして児童相談所等との連携、仲介、調整等を行うことによって課題解決に結びつけていく能力に期待するということが徐々にその配置が広がっている。学校の課題を心理や福祉面で解決を図っていくということは今後も益々必要となろう。

ところで、以下の内容は他課の所管に関することと思うが、関連することなのでこの項目で述べる。

現在の学校で生じている課題の中には、医療的や法的な面から解決を図った方が効果的な場合がある。学校保健安全法施行規則第2条第1項第3号及び4号には学校医の職務準則として、学校保健安全法第8条・9条の健康相談や保健指導に従事することとある。この点から医療面に起因する教育課題に学校医の活用が望まれる。特別支援学級のある学校の中には、精神科医が学校医として配置されていることがある。配置されていればその活用も視野に入れたい。

また、近年の法化社会は学校での法的な課題解決の為に、学校にいわゆるスクールロイヤー（SL）や教育委員会に非常勤の顧問弁護士を配置し、学校の管理職などが法律相談を受けやすいようになっている自治体がある。教員の負担を減らすという働き方改革を考える上からも教員以外の多様な人材の活用が今後は求められると考える。

## III 家庭・地域の教育力向上の支援

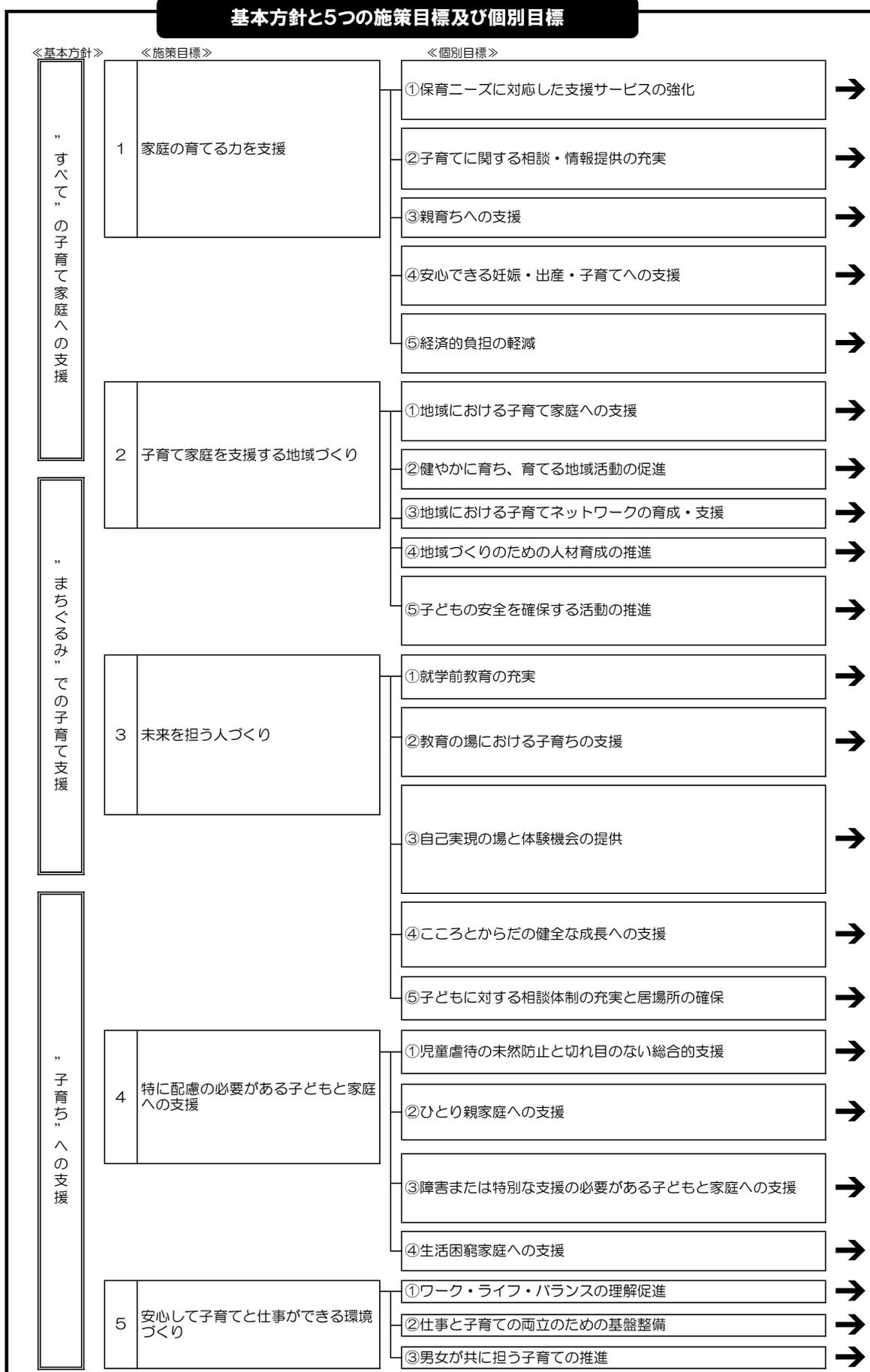
### 95) 学校施設の地域開放

学校施設の地域開放は、教育基本法第12条にその根拠を持ち、社会教育を進めるために重要なことである。第12条第2項には「国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用……によって社会教育の振興に努めなければならない。」とある。また、学校施設の利用に関しては、学校教育法第137条や社会教育法第43条から第48条に規定があり、学校施設を地域に開放することに所管の教育委員会は重要な責務を負っていると考える。その点、昨年度に引き続き総合評定がCとなっているのは、反省材料であろう。社会教育の重要性に鑑みたとし総合評定をAとするにはどのようなことをすべきかを担当課として、教育委員会として十分に検討すべきであろう。

## 4 「北区子ども・子育て支援計画2015」

### (1) 施策展開

【基本理念】 子どもの笑顔 輝く北区 家庭や地域の元気が満ちるまち



【基本的な視点】 子どもの人権を尊重し「子どもの最善の利益」の実現を目指す

網掛けは評価対象事業

個別目標に基づく具体的な計画事業

＜計画事業＞

1)保育所待機児童解消 2)放課後児童健全育成事業(学童クラブ) 3)私立幼稚園の預かり保育 4)子どもショートステイ事業 5)子どもトワイライトステイ事業 6)認可保育園 7)認証保育所 8)家庭福祉員 9)定期利用保育施設 10)小規模保育所 11)一時保育事業 12)緊急保育事業 13)延長保育事業 14)休日保育事業 15)年末保育事業 16)夜間保育 17)病児・病後児保育(施設型) 18)病児・病後児保育(利用料金助成型) 19)福祉サービス第三者評価の実施

1)子育て相談事業 2)(仮称)子どもプラザの検討 3)利用者支援事業 4)子育てガイドブック、子育てマップの発行 5)「きたくようちえん」の発行 6)「子どもたちの育つ姿 家庭版」の発行 7)子育て福袋の配付 8)子育て支援情報配信メール 9)子育て応援サイトの充実 10)保育園・幼稚園・児童館(子どもセンター)ホームページによる情報提供 11)子ども家庭支援センター事業 12)教育相談所の運営

1)ママパパ学級・パパになるための半日コース 2)リフレッシュタイム 3)親育ちサポート事業 4)ママ応援プロジェクト 5)新人お母さん・お父さんの保育見学 6)家庭教育学級

1)未熟児養育医療助成 2)妊産婦健康診査 3)里帰り出産等の妊婦健康診査費用の助成 4)妊娠高血圧症候群等医療費助成 5)妊婦歯科健康診査 6)妊産婦及び乳児家庭全戸訪問事業 7)産前産後セルフケア講座 8)マタニティクッキング 9)特別育児相談事業(ひよんひよんカンガルーの会、ツインズ・イン・北区) 10)安心ママヘルパー事業 11)相談カード(妊婦用)の配布

1)児童手当の支給 2)子ども医療費助成 3)外国人学校児童生徒保護者負担軽減補助金 4)私立幼稚園等入園祝金交付事業 5)私立幼稚園等保護者負担軽減補助事業 6)私立幼稚園等就園奨励費補助事業 7)認証保育所等保育料補助事業 8)ファミリー世帯転居費用助成 9)親元近居助成 10)三世代住宅建設助成 11)奨学資金の貸付 12)就学援助

1)子育てひろば事業 2)児童館(子どもセンター)での乳幼児クラブ及びサークル活動 3)子育てアドバイザー活動 4)みんなでお祝い輝きバースデー事業 5)2歳児のための幼稚園入園準備・情報交流会 6)赤ちゃん休けい室の整備 7)子育てにっこりパスポート事業 8)幼稚園・保育園における地域子育て支援活動 9)保育園における地域交流活動事業 10)ファミリー・サポート・センター事業 11)家庭教育力向上プログラム 12)子育て情報支援室保育事業

1)協働による地域づくりの推進 2)プレーパーク事業 3)青少年地区委員会活動 4)地域環境づくり推進活動 5)地域育て合い事業 6)昔遊びや伝統的な文化の継承活動 7)高齢者参画による世代間交流 8)学校支援ボランティア活動推進事業 9)道徳授業地区公開講座の実施 10)図書館における協働の推進

1)児童館(子どもセンター・ティーンズセンター)ネットワーク事業 2)青少年地区協議会の開催

1)青少年地区委員会委員研修 2)子育てアドバイザー研修 3)児童館(子どもセンター・ティーンズセンター)等専門研修 4)PTA支援事業

1)子ども見守りネットワークの構築 2)安全・安心情報配信メール 3)『子ども安全手帳』の配付 4)小学生への防犯ブザー配付 5)子ども防犯教室 6)不審者対応訓練 7)乳幼児の事故予防の意識啓発 8)地域ふれあいパトロール事業 9)環境浄化運動 10)青少年の非行及び事故防止のための各関係機関の協働 11)非常通報装置「学校110番」の整備・維持管理 12)安心安全な給食の実施 13)給食における食物アレルギー対応 14)交通安全教室の開催 15)ランドセルカバーの着用 16)自転車安全運転免許証制度の推進 17)セーフティ教室等の開催 18)防犯カメラの設置 19)子ども安全対策協議会 20)こども110番 21)通学路の交通安全対策

1)私立幼稚園協会への補助 2)幼稚園の教育活動の充実 3)保育園職員等専門研修 4)きらきら0年生応援プロジェクト 5)区立認定こども園の開設 6)こども図書館の整備・運営 7)読み聞かせや読書活動の支援の実施 8)ブックスタート 9)ブックスタートフォローアップ 10)3歳児絵本プレゼント

1)大学機能との連携の推進 2)リサイクルの啓発 3)北区学校ファミリー構想の推進 4)北区小中一貫教育の推進 5)(仮称)教育総合センターの設置 6)理科大好きプロジェクト 7)学校の改築 8)学校のリフレッシュ改修 9)トイレの様式化 10)図書室等特別教室の空調機導入 11)エコスクール整備事業 12)イングリッシュサマーキャンプ事業 13)新聞大好きプロジェクト 14)ALTの配置 15)学力パワーアップ事業 16)中学校スクラム・サポート事業 17)夢サポート教室 18)学力フォローアップ教室 19)総合的な学習活動の推進 20)道徳副読本の配付 21)魅力ある学校図書館づくり事業 22)情報教育に関する研修会の実施

1)中学生モニター・高校生モニター 2)小学生との区政を話し合う会 3)中学生防災学校 4)地域防災リーダー育成・中学生編 5)親子ふるさと体験事業 6)都会っ子ふれあい農業体験事業 7)子ども文化教室 8)児童ダンス☆演劇教室 9)スクールコンサート 10)輝く☆未来の星コンサート 11)伝統工芸保存事業 12)夏休み親子実験教室 13)親子消費者講座 14)エコエコツアー(親子施設見学会) 15)こどもエコクラブ 16)子ども環境講座 17)環境学習 18)子どもかがやき顕彰 19)青少年の発表の場の提供 20)乳幼児と小・中・高校生との交流事業 21)保育園と小・中・高校生との交流事業 22)文化・スポーツ等優良児童生徒の表彰 23)キャリア教育の実施 24)文化センター子どもひろば 25)文化センター子ども講座 26)トップアスリート直伝教室 27)北区ふるさと農家体験館事業 28)来て、見て、さわって!昔の道具 29)夏休みわくわくミュージアム

1)小学生の「人権の花」栽培活動 2)小学生の「人権メッセージ」 3)中学生の「人権作文」 4)乳幼児健康診査 5)定期予防接種 6)乳幼児歯科保健相談 7)保育園・幼稚園における歯科健康診査 8)小児救急医療体制の整備 9)学校保健への情報提供 10)北区楽しい食の推進員による食育講座 11)離乳食講習会 12)幼児食講習会 13)食育体験教室 14)親子クッキング教室 15)心の教育推進委員会の運営 16)教育の場における人権教育の取り組み

1)児童館(子どもセンター)での小学生対応事業 2)ティーンズセンターの設置 3)放課後子ども総合プラン(わくわく☆ひろば)の推進 4)専門相談事業(子ども家庭支援センター弁護士相談) 5)相談カード(子ども向け)の配付 6)スクールカウンセラーの配置 7)スクールソーシャルワーカーの配置

1)オレンジリボンキャンペーン事業 2)養育支援訪問事業 3)要保護児童対策地域協議会の運営 4)見守りサポート事業 5)相談対応力強化事業 6)養育支援家庭のための産前・産後育児サポート講座 7)ヘアレントトレーニング事業

1)ひとり親家庭ホーム事業 2)ひとり親家庭の親の就業促進 3)ひとり親家庭に対する相談体制の充実や施策・取り組みに関する情報の提供 4)母子生活支援施設 5)東京都母子(父子)福祉資金貸付 6)母子福祉応急小口資金貸付 7)ひとり親家庭医療費助成 8)児童扶養手当の支給 9)児童育成手当の支給 10)福祉サービス第三者評価の実施

1)自立支援医療(育成医療) 2)小児慢性疾患医療費助成 3)小児精神障害者入院医療費助成 4)中等度難聴児発達支援事業 5)気管支ぜんそく児等への公害健康被害予防事業 6)障害児福祉手当 7)障害児通所支援事業(児童発達支援) 8)障害児通所支援事業(放課後等デイサービス) 9)相談支援事業(障害児相談支援) 10)特別児童扶養手当の支給 11)子ども発達支援センターさくらんぼ園 12)巡回指導員の派遣 13)特別支援児保育 14)幼稚園の特別支援児受け入れ 15)肢体不自由児等への介助員の派遣 16)特別支援学級交流教育推進事業 17)特別支援教室の推進 18)就学支援シートの作成・活用 19)副読制度の推進

1)自立支援プログラム(高校進学支援プログラム) 2)中学校を卒業する被保護世帯の子どもに対する自立援助金の支給 3)修学旅行支度金の支給 4)生活困窮者自立支援事業

1)ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供

1)ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度の推進事業 2)アドバイザー派遣制度の推進事業

1)パパ参上 2)男性の子育て・家事協働支援 3)イクメン講座・イクじいイクばあ講座 4)父親への支援事業

## (2) 点検及び評価シート

I 家庭の育てる力を支援	評価	掲載頁
保育所待機児童解消	A	46
放課後児童健全育成事業（学童クラブ）	B	47
延長保育事業	A	48
病児・病後児保育の実施（施設型・利用料金助成型）	A	49
私立幼稚園等保護者負担軽減補助事業	B	50
私立幼稚園等就園奨励費補助事業	B	51
認証保育所等保育料補助事業	B	52
II 子育て家庭を支援する地域づくり	評価	掲載頁
ファミリー・サポート・センター事業	A	54
III 未来を担う人づくり	評価	掲載頁
放課後子ども総合プラン（わくわく☆ひろば）の推進	A	56
IV 特に配慮の必要がある子どもと家庭への支援	評価	掲載頁
オレンジリボンキャンペーン事業	A	58
V 安心して子育てと仕事ができる環境づくり	評価	掲載頁
ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供	A	60
ワーク・ライフ・バランスを推進する企業への支援	B	61
全世代で担う子育ての推進	A	62
VI その他重点施策（子どもの未来応援）	評価	掲載頁
子どもの居場所づくり（子ども食堂）支援事業	A	64
ひとり親家庭に対する相談体制の充実や施策・取組に関する情報の提供	A	65
ひとり親家庭等の子どもの学習支援事業	A	66

## I 家庭の育てる力を支援

楽しみや喜びが感じられる子育てへの支援として、多様な保育サービスの提供や相談・情報提供の充実、子育てを学ぶ場の提供、経済的負担の軽減策などを推進していきます。

また、安心して妊娠・出産に臨めるよう、費用面の助成や適切な情報の提供、訪問指導など、子どもの発育・発達への支援に取り組みます。

### 〔個別目標〕

- 1 「保育ニーズに対応した支援サービスの強化」
- 2 「子育てに関する相談・情報提供の充実」
- 3 「親育ちへの支援」
- 4 「安心できる妊娠・出産・子育てへの支援」
- 5 「経済的負担の軽減」

施策目標 1 家庭の育てる力の支援  
個別目標 1 保育ニーズに対応した支援サービスの強化  
取組事業 **保育所待機児童解消**

子ども未来部 子育て施策担当課

<概要・実績（平成29年度）>

待機児童の解消を図るため、あらゆる方策を検討しながら施設整備等を推進する。平成29年度については、28年度に引き続き緊急対策に基づき重点的な取り組みを実施した。

■実績 受け入れ数797名増

<評価の視点>

①成 果

待機児童数について、平成30年4月期42名と前年比40名減となった。

②有 効 性

待機児童解消を図ることで、安心して子どもを産み育てる環境を整えることができる。

③効 率 性

国や東京都の補助金等を最大限活用しながら、事業の実施を図った。

<今後の課題・方向性>

平成28年度から実施している「保育所待機児童解消のための緊急対策」の結果、大幅な受け入れ数増を実現したところである。

その一方、平成30年4月期の保育園入所においても、待機児童は発生しており、滝野川西地区及びその周辺を中心に、認可保育所及び小規模保育事業所の誘致を行う。

総合評価

**A**

施策目標 1 家庭の育てる力の支援  
 個別目標 1 保育ニーズに対応した支援サービスの強化  
 取組事業 **放課後児童健全育成事業（学童クラブ）**

子ども未来部 子ども未来課

<概要・実績（平成29年度）>

放課後児童健全育成事業は、保護者が就労等のために留守になる、小学校に就学している児童を対象に、遊びと生活の場を提供し健全な育成を図ることを目的に設置している。

平成29年度は全クラブ合わせて定員2,625名で運営するとともに、平成30年度に向けて60名の定員拡大を行った。



<評価の視点>

①成 果

【平成30年度に向けての定員拡大数内訳】  
 なでしこ小学校の2学童クラブ新設（+20名）、浮間桜草クラブ第三を増設（+40名）

②有 効 性

放課後帰宅しても保護者が就労等のため留守になる家庭の小学校1～3年生の児童の安全を図るとともに、異年齢集団の良さを生かした健全な遊び、基本的な生活習慣を身につけることができる。

③効 率 性

学童クラブを児童館から小学校内へ移設することで、放課後子ども総合プラン（わくわく☆ひろば）の効率的かつ効果的な運営を推進している。

<今後の課題・方向性>

小学校ごとに利用できる学童クラブが決められているため利用者数の偏在が生じている。また、児童、学級数の増加によって、学童クラブとして利用できる余裕教室の確保が困難である。

待機児童の解消を図ることを最優先に、放課後子ども総合プランの導入を見据えながら、学校内を基本に学童クラブの設置を進めていく。

総合評価

**B**

施策目標	1 家庭の育てる力を支援
個別目標	1 保育サービスに対応した支援サービスの強化
取組事業	<b>延長保育事業</b>

子ども未来部 保育課

<概要・実績（平成29年度）>

保育認定を受けた児童について、通常の利用日及び利用時間帯以外の日及び時間において、保育所等で引き続き保育を実施する。

【延長保育実施園】

- ・公立保育園 24園（/43園）
- ・私立保育園 31園（/34園）
- ・小規模保育事業所 12園（/12園）
- ・事業所内保育事業所 2園（/2園）

<評価の視点>

①成 果

平成29年度中に新たに私立保育園6園、小規模保育事業所4園を誘致し、平成30年4月より延長保育を実施することになった。

②有 効 性

保護者の就労形態の多様化に対応した保育サービスの充実を図ることで、安心して子育てができる環境を整備することができる。

③効 率 性

国・都の補助制度を最大限活用しながら、事業が実施されるよう推進している。

<今後の課題・方向性>

保護者の多様な保育サービスへのニーズに応えられるよう、私立園については、私立認可保育所の誘致・開設にあわせて延長保育実施園の拡大を進める。  
公立園での実施については、区直営保育園で実施する際に課題となる職員体制の確保も含めた検討を行いつつ、指定管理者制度移行などの機会を捉え拡大に取り組んでいく。

総合評価

**A**

施策目標	1 家庭の育てる力の支援
個別目標	1 保育ニーズに対応した支援サービスの強化
取組事業	<b>病児・病後児保育の実施（施設型・利用料金助成型）</b>

子ども未来部 保育課

<概要・実績（平成29年度）>

【施設型】

保育所等に通所している児童が、病中又は病気の回復期にあつて、集団保育の困難な時期に保育を実施している。

※平成29年7月から、東京北医療センターで病児保育を開始した。

【利用料金助成型】

ベビーシッター事業者が実施する居宅訪問型の病児・病後児保育サービスを利用した際の利用料金の一部助成を実施している。

平成29年度は、助成申請の受付期間を延長し（利用日から6か月以内→利用日の属する年度の翌年度末まで）、区民にとって、より使いやすい事業となるよう制度改正を実施した。

<評価の視点>

①成 果

【施設型】

キッズタウン東十条病後児保育室で延べ205名、東京北医療センター病児病後児保育室で延べ478名の児童を保育した。

【利用料金助成型】

延べ166名の利用者に対して助成を行った。

②有 効 性

児童の病中や病気回復期に対応する保育サービスとして、保護者の子育てと就労の両立支援に有効である。

③効 率 性

国、都の補助金を最大限活用しながら、事業が実施されるよう推進している。

<今後の課題・方向性>

施設型については、既存施設の利用状況等を踏まえ、地域バランスにも配慮しながら、新たな施設の整備等を検討していく。

利用料金助成型について、幼稚園及び認定こども園に在籍している児童を新たに助成対象とし、平成30年度より事業のさらなる充実を図る。

総合評価

**A**

施策目標 1 家庭の育てる力を支援  
個別目標 5 経済的負担の軽減

取組事業 **私立幼稚園等保護者負担軽減補助事業**

子ども未来部 子育て施策担当課

<概要・実績（平成29年度）>

私立幼稚園等に子どもを通園させている保護者に対し、家族構成、所得合計に応じて、子ども1人につき月額8,000円から14,200円を補助する。（補助月額は、東京都の補助額に北区が8,000円を上乗せしている。）

平成29年度実績：31,811人（延べ）

<評価の視点>

①成 果

幼児教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものである。子育て世帯の経済的負担を軽減することで、北区民である就学前の児童に、幼児教育を受ける選択の可能性を広げている。

②有 効 性

保護者負担の軽減を図ることで、安心して子どもを産み育てる環境を整えることができる。

③効 率 性

東京都の補助を活用した制度であり、また、保護者からの申請書の受理等にあたっては、主に幼稚園を経由させることで、事務処理の効率化を図っている。

<今後の課題・方向性>

東京都の動向をとらえ、保護者負担の軽減に取り組んでいく。

総合評価

**B**

施策目標 1 家庭の育てる力を支援

個別目標 5 経済的負担の軽減

取組事業 **私立幼稚園等就園奨励費補助事業**

子ども未来部 子育て施策担当課

<概要・実績（平成29年度）>

私立幼稚園に子どもを通園させている一定所得までの保護者に対し、家族構成、所得合計に応じて、子ども一人につき最大年額308,000円を補助する。

平成29年度は、住民税非課税世帯の第2子無償化、区分2（市町村民税所得割課税額77,100円以下の世帯）の第1子、第2子の保護者負担の軽減の拡充を図った。

平成29年度補助実績：1,831人

<評価の視点>

①成 果

幼児教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものである。子育て世帯の経済的負担を軽減することで、北区民である就学前の児童に、幼児教育を受ける選択の可能性を広げている。

②有 効 性

保護者負担の軽減を図ることで、安心して子どもを産み育てる環境を整えることができる。

③効 率 性

国の補助を活用した制度であり、また、保護者からの申請書の受理等にあたっては、主に幼稚園を経由させることで、事務処理の効率化を図っている。

<今後の課題・方向性>

今後も、国の幼児教育無償化の段階的取組を基に北区の要綱を改正するなど、引き続き保護者負担の軽減に取り組んでいく。

総合評価

**B**

施策目標 1 家庭の育てる力を支援

個別目標 1 経済的負担の軽減

取組事業 認証保育所等保育料補助事業

子ども未来部 保育課

<概要・実績（平成29年度）>

認可外保育施設である認証保育所等に通所する児童の保護者に対し、保育料の一部補助を行っている。

平成29年度は、園児1人1月あたり一律15,000円の補助から、認可保育所に入所した場合の保育料との差額に応じた補助制度（最大55,000円）への変更・拡充を行った。

<評価の視点>

①成果

認証保育所及び定期利用保育施設に通所する239名の児童の保護者に対し補助を行った。

②有効性

保護者の経済的な負担の軽減を図り、子育てと就労の両立を支援するとともに、保育利用者の負担の公平化を図ることができる。

③効率性

都の保育料補助制度を最大限活用しながら、事業が実施されるよう推進している。

<今後の課題・方向性>

認可保育施設を利用した場合との負担の格差を解消し、利用者負担の公平性を確保するため、今後も補助を継続していくが、小規模保育事業所等への移行等により、補助対象となる認可外保育施設は減少していくことが予想される。

総合評価

**B**

## Ⅱ 子育て家庭を支援する地域づくり

子育てがしやすい環境づくりを目指し、地域ぐるみによる子どもの見守り、子育ての支援活動を促進します。

親の不安や孤独感の解消に向けて、親同士の仲間づくりの場の提供や、支援を必要とする人とそれを支える団体やボランティアが共に子育てを楽しめる体制を整備するため、地域活動への支援や人材の育成事業を推進します。

### 〔個別目標〕

- 1 「地域における子育て家庭への支援」
- 2 「健やかに育ち、育てる地域活動の促進」
- 3 「地域における子育てネットワークの育成・支援」
- 4 「地域づくりのための人材育成の推進」
- 5 「子どもの安全を確保する活動の推進」

施策目標 2 子育て家庭を支援する地域づくり  
 個別目標 1 地域における子育て家庭への支援  
 取組事業 **ファミリー・サポート・センター事業**

子ども未来部 子ども家庭支援センター

<概要・実績（平成29年度）>

子育てと仕事の両立支援及び在宅で子育てをしている家庭への支援を目的に、子育て経験者など育児のサポートができる区民を募り、保育園等への送迎や一時的な保育など多様な保育ニーズに対応するとともに、地域住民の協力、連携のもとに、地域での子育て支援づくりを推進する。

平成30年3月31日現在  
 サポート(提供)会員 679人  
 ファミリー会員 3,668人  
 内両方会員 30人



<評価の視点>

①成 果

子育てと仕事の両立支援及び在宅で子育てをしている家庭について、保育園等への送迎や一時的な保育などの支援を実施した。

(年間活動実数 7,546回)

②有 効 性

地域住民の協力・連携により、子育てを地域で相互援助する仕組みとなっており、子育てと仕事の両立支援及び在宅で子育てをしている家庭への支援について、有効な取り組みとなっている。

③効 率 性

ファミリー会員とサポート会員の仲介を区が行うことで、ファミリー会員のニーズとサポート会員のサービスを効率的にマッチングさせている。

<今後の課題・方向性>

ファミリー会員の増加により、サポート会員の増加が求められている。特に、若年層のサポート会員数は登録が少ない。平成30年度は若年層のサポート会員の増加を目指し、東京家政大学との連携により、サポート会員登録説明会を実施する。

総合評価

A

### Ⅲ 未来を担う人づくり

次世代を担う子どもたちが、未来に向かって明るく伸び伸びと育っていけるよう、様々な体験機会を提供するとともに、就学前教育や学校教育の充実を図ります。

また、子どもの人権を尊重し、その権利擁護について広く区民に周知、啓発を行うとともに、子どものこころとからだの健全な成長のための支援体制をより一層充実させます。

#### 〔個別目標〕

- 1 「就学前教育の充実」
- 2 「教育の場における子育ての支援」
- 3 「自己実現の場と体験機会の提供」
- 4 「こころとからだの健全な成長への支援」
- 5 「子どもに対する相談体制の充実と居場所の確保」

施策目標	3 未来を担う人づくり
個別目標	5 子どもに対する相談体制の充実と居場所の確保
取組事業	<b>放課後子ども総合プラン（わくわく☆ひろば）の推進</b>

子ども未来部 子ども未来課

<概要・実績（平成29年度）>

「放課後子ども教室」「放課後児童健全育成事業（学童クラブ）」等の機能を併せ持つ総合的な放課後対策事業として、小学校を会場に実施する。平成29年度は24校で実施するとともに、平成30年度に開設する新規5校の諸準備を進めた。



<評価の視点>

①成 果

平成29年度 24校（直営8校、委託16校）

平成30年度 新規5校

（直営1校：なでしこ小）

（委託4校：梅木小、谷端小、田端小、滝野川もみじ小）

②有 効 性

運営をボランティア等を活用した地域住民が行うことにより、地域交流の取り組みや地域の教育力の向上を推進する。なお、地域による運営が困難な場合は、専門事業者に委託し、地域の方を特別活動講師として活用するなど地域との連携を確保している。

③効 率 性

効率的かつ効果的な運営を行うため、同一の小学校内で学童クラブと放課後子ども教室を行う一体型を中心とした放課後子ども総合プラン（わくわく☆ひろば）の計画的な整備を推進している。

<今後の課題・方向性>

児童数の増加や教室不足により諸室の確保が困難である。直営校では、地域スタッフの継続的な確保が課題となっている。今後も小学校全校導入を進めるとともに、導入校の運営について、課題を抽出・検証し改善を図っていく。

総合評価

**A**

## IV 特に配慮の必要がある子どもと家庭への支援

子どもの生命の安全を図り、家庭で安心して生活するために虐待の未然防止、早期発見・早期対応するために、妊娠期からの相談・支援体制、養育支援を必要とする家庭への支援、育児不安が強い保護者への個別支援、子どもの相談窓口の充実などを図ります。

また、ひとり親家庭や生活に困窮している家庭、障害のある子どもなど、特に配慮を必要とする子どもと家庭への支援を進めます。

### 〔個別目標〕

- 1 「児童虐待の未然防止と切れ目のない総合的支援」
- 2 「ひとり親家庭への支援」
- 3 「障害または特別な支援の必要がある子どもと家庭への支援」
- 4 「生活困窮家庭への支援」

施策目標	4 特に配慮の必要がある子どもと家庭への支援
個別目標	1 児童虐待の未然防止と切れ目のない総合的支援
取組事業	<b>オレンジリボンキャンペーン事業</b>

子ども未来部 子ども家庭支援センター

<概要・実績（平成29年度）>

児童虐待防止啓発活動として、下記団体の協力のもと毎年11月の児童虐待防止推進月間に児童虐待問題に対する関心と理解が得られるよう区民や関係機関に広く周知し、児童虐待未然防止に資するため、オレンジリボンキャンペーンを実施している。

主な実施内容

- ・各機関へ啓発ポスターの設置、オレンジリボンの着用協力依頼
- ・まちかどキャンペーン 2回

平成29年度協力団体：十条銀座商店街振興会、赤羽スズラン通り商店街振興組合、東京成徳大学、民生委員・児童委員、社会福祉協議会



<評価の視点>

①成果

子ども家庭支援センターと、商店街や大学等、区内の関係団体との連携のもと、キャンペーンを実施した。

②有効性

キャンペーンの参加者や、啓発グッズをもらった区民の方達から、児童虐待について関心と理解が高まったとの意見や感想が寄せられ、区民や関係機関への周知に有効な取り組みとなった。

③効率性

11月の児童虐待防止推進月間に集中的に事業展開することで、効率的な啓発活動となった。

<今後の課題・方向性>

平成30年度は、オレンジリボンのデザインのジャンパー・のぼりを作成し、まちかどキャンペーン実施の際に、着用・使用することにより、地域の方に、虐待未然防止への興味関心をより深めてもらい、地域の方達と協働で、子ども達を虐待から守っていく。

総合評価

**A**

## V 安心して子育てと仕事ができる環境づくり

安心して子育てと仕事ができるよう、ワーク・ライフ・バランスへの理解・促進に努めるとともに、仕事と子育てを両立するための環境づくりや、男女共同参画による子育てを促進します。

### 〔個別目標〕

- 1 「ワーク・ライフ・バランスの理解促進」
- 2 「仕事と子育ての両立のための基盤整備」
- 3 「男女が共に担う子育ての推進」

施策目標 5 安心して子育てと仕事ができる環境づくり  
 個別目標 1 ワーク・ライフ・バランスの理解促進  
 取組事業 **ワーク・ライフ・バランスに関する  
情報提供**

子ども未来部 男女いきいき推進課

<概要・実績（平成29年度）>

ワーク・ライフ・バランスに関する啓発及び情報提供等については次のとおり。  
 ①ワーク・ライフ・バランス講演会「中小企業の現場で生かす『働き方改革』～仕事と生活の両立にどう取り組むか～」平成29年7月20日（木）午後1時30分～4時30分、多目的室AB、参加者数13名  
 ②事業チラシを区内産業団体【王子法人会（会員情報誌に同封）、東京商工会議所北支部、北産業連合会】、城北信用金庫、瀧野川信用金庫に配布、周知依頼。また、区内公共施設に配布した。  
 ③区ホームページ及び北区ニュースに掲載した。



<評価の視点>

①成 果

講演会の評価はほぼ「満足」以上であり、経営者の参加もアンケート結果から2割以上あり、概ね成果があった。北区のホームページを見た事業者から、認定企業の問い合わせ及び申請があり、情報配信の成果はあった。

②有 効 性

講演会は、参加者を中小企業側に絞って開催したものであり、ワーク・ライフ・バランスについて具体的にどのように着手したらよいか講演したことで、理解促進に有効であった。チラシ、ホームページについても一定の反応があり、有効であった。

③効 率 性

講演会で具体的な取組を含めた説明を行い、ワーク・ライフ・バランスの理解促進を図り、経営者側には主にチラシで制度の周知を図り、ホームページ等で全般にPRを行うなど、効率的な情報提供を行った。

<今後の課題・方向性>

現状の手法を維持しながらも、企業側の理解を深めるために、講演会等の内容を企業が制度導入を行う際により役立つものにするとともに産業団体及び当該事業の実施において、企業調査等に関わる社会保険労務士会に企業に対して、さらなる制度のPR協力を進めていく。

総合評価

**A**

施策目標	5 安心して子育てと仕事ができる環境づくり
個別目標	2 仕事と子育ての両立のための基盤整備
取組事業	ワーク・ライフ・バランスを推進する企業への支援

子ども未来部 男女いきいき推進課

<概要・実績（平成29年度）>

6月から8月末までを応募期間として、企業の申請受付を行った。最終的に、5社の応募があった。9月に社会保険労務士と現地調査、ヒヤリングを行い、WLBの取組状況等現状の確認を行った。そして、10月の認定審査会で調査結果の報告を行い、審査の結果ワーク・ライフ・バランス推進認定企業として評価がなされ、それに基づき12月に認定を行った。



<評価の視点>

①成 果

計画事業として、年度3社の認定目標が設定されており、目標を上回ったことから、成果としてあげられた。

②有 効 性

ワーク・ライフ・バランスを推進するために、制度推進の主体である企業への支援は不可欠であり、当該事業は有効である。

③効 率 性

認定企業へのPR支援、推進費用の支給等、ワーク・ライフ・バランス推進に当たって、効果的、効率的な支援事業である。

<今後の課題・方向性>

応募企業の掘り起しをどの様に行うかが課題であり、今後チラシの内容の精査、また、企業へのアプローチについてさらに検討する。

総合評価

**B**

施策目標 5 安心して子育てと仕事ができる環境づくり  
 個別目標 3 男女が共に担う子育ての推進  
 取組事業 全世代で担う子育ての推進

子ども未来部 子ども未来課

<概要・実績（平成29年度）>

多世代が育児に関われる環境づくりを推進し、子育て支援の輪を広げていくため、イクメン応援プロジェクト、ママ応援プロジェクト及びイクじい・イクばあ講座を開催する。

【イクメン応援プロジェクト】

父親を対象に育児参加への動機づけから育児に役立つ知識・技術の習得、参加者同士のネットワークづくりを支援するため、イクメン講演会、イクメン講座、まとめの会を開催した。

【ママ応援プロジェクト】

母親を対象に子育てを楽しむための講座を開催した。

【イクじい・イクばあ講座】

育児の強力な応援団となる祖父母世代を対象に、現在の育児に関する知識や技術の習得を支援するための講座を開催した。



<評価の視点>

①成 果

【イクメン応援プロジェクト】

①イクメン講演会 48名参加 ②イクメン講座 延べ119名参加  
 ③まとめの会 85名参加

【ママ応援プロジェクト】

①乳児コース 延べ140名参加 ②幼児コース 延べ102名参加  
 ③幼児コースⅡ 延べ107名参加 ④乳幼児コース 延べ52名参加

【イクじい・イクばあ講座】

①講演会 12名参加 ②遊びコース 延べ9名参加  
 ③工作コース 延べ10名参加

②有 効 性

子育て世帯の孤立感や負担感を和らげ、子どもを産み育てやすい環境づくりを醸成し、子育て・親育ちへの支援の充実につながる。

③効 率 性

生涯学習・学校地域連携課や男女いきいき推進課と連携して事業を実施することで、類似事業を整理・統合した。

<今後の課題・方向性>

イクメン応援プロジェクト及びイクじい・イクばあ講座は、名称の親しみやすさ等を再検討し、平成30年度よりパパ応援プロジェクト、孫育て応援プロジェクトへ名称変更した。

近年の共働き世帯増加等に合わせて、母親だけでなく両親で協力しての育児や祖父母の支援を受けて育児することを見据え、今後も支援の方法について見直していく。

総合評価

A

## VI その他重点施策（子どもの未来応援）

子どもの将来がその生まれ育った環境において左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図り、子どもの貧困対策を総合的、効果的に推進します。

### 〔個別事業〕

- 1 子どもの居場所づくり（子ども食堂）支援事業
- 2 ひとり親家庭に対する相談体制の充実や施策・取組に関する情報の提供
- 3 ひとり親家庭等の子どもの学習支援事業

施策目標 3 未来を担う人づくり  
 個別目標 5 子どもに対する相談体制の充実と居場所の確保  
 取組事業 **子どもの居場所づくり（子ども食堂）支援事業**

子ども未来部 子ども未来課

<概要・実績（平成29年度）>

主に家庭の事情等により、家で子どもだけで過ごすことが多く、孤食の状況にある子どもを対象に、食事の提供及び居場所づくりを行う事業（子ども食堂）を実施するNPOやボランティア団体等に対し、事業の運営に係る経費の一部として補助金を交付することにより、困難を抱える家庭の子どもたちが安心して過ごせる地域の居場所づくりの推進を図る。

- ・第1回目募集：補助金上限額 20万円（初期経費10万円、運営経費10万円）
- ・第2回目募集：補助金上限額 15万円（初期経費10万円、運営経費5万円）

<評価の視点>

①成 果

- ・交付決定団体 9団体  
（月2回以上、安定的に子ども食堂を実施する団体を対象）

②有 効 性

子ども食堂の収入面は、大人の毎回300円程度の食材費負担のほか、寄附で賄われているケースが多く、食材費や食器、調理器具等の不足分は、団体の私費で負担している。そのため、運営経費の一部として補助金を交付することにより、子ども食堂に取組む団体の継続的な活動を支援する。

③効 率 性

地域の団体と繋がりが深い社会福祉協議会と連携して、団体の活動・立ち上げ情報の共有や団体に対して当補助事業の案内を実施するなど、効果的な事業の周知を図った。

<今後の課題・方向性>

国、都の補助金を活用しながら事業を実施する。なお、平成30年度は、子ども食堂の運営経費に係る都の補助金が新設されたため、活用を検討する。

総合評価

A

施策目標 4 特に配慮の必要がある子どもと家庭への支援  
 個別目標 2 ひとり親家庭への支援  
 取組事業 **ひとり親家庭に対する相談体制の充実や  
 施策・取組に関する情報の提供**

子ども未来部 子ども未来課

<概要・実績（平成29年度）>

平成29年度より、ひとり親家庭等の保護者が、各種手当の手続きで来庁することの多い児童手当等申請窓口の隣にひとり親家庭等相談窓口（そらまめ相談室）を設置している。窓口では、生活一般の悩み事の相談に応じ、適切な助言や関係機関、各種支援策の情報提供等を行う。相談員は、カウンセラーの資格等を有する者を常時1名配置するほか、家計相談や養育費等の法律相談に対応するため、ファイナンシャルプランナーや弁護士を月2回配置する。

<評価の視点>

①成 果

相談件数

①面接相談	155件	②電話相談	70件
③家計相談	25件	④法律相談	14件

②有 効 性

特に困難を抱えるひとり親家庭等の保護者が気軽に相談できる環境を整えることで、必要な支援に確実につなぐワンストップ機能の強化を図る。

③効 率 性

効率的かつ効果的に事業の質を確保するため、ひとり親家庭等の福祉に精通し、相談支援業務等に関する知識及び経験を有する事業者を公募型プロポーザル方式により選定し、本業務を委託している。

<今後の課題・方向性>

窓口相談後も継続して支援を希望する相談者の中には、仕事等の都合により平日の再来所が難しく、支援が途切れてしまう場合もある。そのため、平成30年度からは窓口相談後も継続支援ができるようメール相談にも対応する。

総合評価

**A**

施策目標 4 特に配慮の必要がある子どもと家庭への支援

個別目標 4 生活困窮家庭への支援

取組事業 **ひとり親家庭等の子どもの学習支援事業**

子ども未来部 子ども未来課

<概要・実績（平成29年度）>

平成29年度より、ひとり親家庭等の中学生1年生及び2年生に対し、高校進学に向けた学力の向上や社会性の育成のために、子どもの状況に寄り添った学習支援事業を実施する（区有施設2か所、定員40名）。本事業は、学習支援事業の実施に関する専門的な知識及び経験を有する民間事業者へ、運営業務を委託する。

<評価の視点>

①成 果

- ・対 象 ひとり親家庭等（児童育成手当受給世帯）の中学1年生、2年生
- ・参加者 40名（出席率 90.8%）

②有 効 性

近い将来受験を控える中学1、2年生に対して、民間事業者へ委託することにより学習の管理を適切に実施し、学力の向上を支援する。

③効 率 性

対象者を限定して事業実施をしているため、対象世帯（児童育成手当受給世帯）へ直接、学習支援の案内を送付することにより、効果的かつ効率的に事業の周知及び参加者の募集を行う。

<今後の課題・方向性>

本事業対象の児童育成手当受給世帯の中には、生活保護、就学援助を重複して受給しているケースもあり、生活福祉課で実施している生活困窮世帯（生活保護、就学援助）を対象の学習支援事業と、厳密に事業の対象者を分けることができていなかった。そのため、平成30年度からは、両事業とも対象世帯を生活保護、就学援助、児童育成手当受給世帯とし、学年別にする事で両事業の対象者を整理した。  
（本事業は中学生1・2年生を対象、生活福祉課の学習支援事業は小学生を対象）

総合評価

**A**

### (3) 点検及び評価に関する学識経験者の意見

東京都北区教育委員会の点検及び評価に関する意見

國學院大學教授 神長 美津子

東京都北区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価(平成29年度分)報告書(以下「報告書」と表記)を拝読した結果について述べることにします。

#### 「1 教育委員会の活動状況」についての意見

北区教育委員会においては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、適切に運営され職務が遂行されている。委員会は、平成29年度は定例会12回、臨時会11回開催され、議案76件、報告74件について審議等がなされた。

子育て施策に関する事務等は、教育委員会が区長から委任を受け、または補助執行する等の職務権限となり、教育委員会の組織の中で運営されるようになって2年目になる。定例会及び臨時会では、学校教育全般の諸課題についての内容に加えて、ひとり親家庭等の子どもの学習支援事業、北区放課後子ども総合プランの実施、今後の待機児童解消策や学童クラブ待機児童解消対策、子育て世代包括支援センター事業等の子ども・子育てに関わる内容が取り上げられている等、北区の子どもや子育てに関わる施策が一体的に検討され遂行されている。

#### 「2 東京都北区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について」についての意見

平成29年度においては、「北区教育ビジョン」及び「北区子ども・子育て支援計画2015」の推進計画事業等教育委員会が取り組む主要な事業から選定し、「成果」「有効性」「効率性」の視点から、点検及び評価をしている。教育目標を実現するための「まなび」「ささえ」「つなぐ」の3つの視点、施策展開の5つの柱と取り組みの方向性および重点施策とその評価といった一貫した流れのもとで組織的・計画的に諸事業が取り組まれている。報告書では、評価の対象を特に新規事業及び重点施策33件を選択し、点検及び評価を行っている。評価の手続きや内容については、適切に行われて、課題が整理されている。

その中で特に気付いたことについて、以下に述べる。

#### 「4 北区子ども・子育て支援計画2015」についての意見

##### 保育所待機児童解消

これまでも北区においては、保育所待機児童解消に向けて真摯に取り組んできている。平成29年度においても、平成28年度から実施している「保育所待機児童解消のため

の緊急対策」の結果、受け入れ数797名増となり、大幅な受け入れ実現が図れた。保育所等に子どもを預け仕事を続けたいと願う保護者にとっては、心強い取り組みであった。今後も引き続き、ニーズに沿って量的拡大を図ることが求められるが、是非とも保育所選定等の際、園環境や組織等の保育の質の確保・維持向上にも心掛けて戴き、安心して子どもを預けられる保育所の整備を実施して戴きたい。

#### 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）

保護者が就労等のために留守になる家庭が増加する中で、学童保育の需要が高まり、本事業は早急な対応が求められている。平成29年度は2,625名定員のところ、平成30年度に向けて60名の定員拡大が図られているが、必ずしも十分ではない。また、報告書で指摘している通り、小学校ごとに利用できる学童クラブが決められていることや、学童クラブとして利用できる余裕教室の確保が困難などの課題も残されている。引き続き今後も、放課後子ども総合プランの導入を見据えながら、放課後児童健全育成に向けて積極的な取り組みを期待するものである。また、その整備の状況等については、できるだけ利用者（保護者）に発信しながら、保護者の不安等を払拭するよう努めて戴きたい。

#### 延長保育事業

保護者の就労形態の多様化に対応した保育サービスを図ることを目的とした事業であり、平成30年度からは、新たに私立保育園6園、小規模保育事業4園が延長保育を実施するようになり、順調に保護者の就労形態の多様化に対応した保育サービスの充実が図られている。今後も、利用状況を見ながら拡充することは必要ではあるが、一方で子どもに負担のかからないように配慮することも必要である。特に現在、働き方改革がなされている中では、単に量的な拡大ではなく、利用状況を見た保育サービスの拡充を考えていく必要があると考える。

#### 病児・病後児保育の実施（施設型・利用料金助成型）

病児・病後児保育については、保護者の子育てと就労の両立支援から必要であり、かつこれまでも就労をする保護者より強い要望があった。このため、平成29年度7月からは、キッズタウン東十条病後児保育室に加えて、東京北医療センター病児病後児保育室を開設したことの意義は大きい。引き続き今後は、他地域においても施設型が開設できるように努力して戴きたい。また、平成30年度より、利用料金助成型の助成対象が、幼稚園及び認定こども園に在籍する児童にも拡大することは、就学前の保育が等しく行われる上で、重要である。

#### 私立幼稚園等保護者負担軽減補助事業

平成29年度は、31,811人（延べ）を対象に補助を行った。本事業は、保護者の負担を軽減し、保護者が安心して子どもを産み育てることを目的とし、幼児教育を受ける選択の可能性を広げることにつながっている。今後も引き続き、私立幼稚園に通う子どもの保護者負担の軽減に努めてほしい。

#### 私立幼稚園等就園奨励費補助事業

平成29年度は、住民税非課税世帯の第1子、第2子の保護者負担の軽減の拡充を実施している。補助実績は1,831人である。幼児期の子どもをもつ若い保護者にとっては、私立幼稚園の保育料負担は大きいと思われるので、引き続きこうした補助事業を進め、保護者負担の軽減に努めることで、幼児教育を受ける選択肢を広げて戴きたい。

#### 認証保育所等保育料補助事業

平成29年度は、これまでの一律補助制度から、認可保育所に入所した場合の保育料との差額に応じた補助制度に変更・拡充を行い、利用者負担の不公平感を少なくしている。対象は、認証保育所及び定期利用保育施設に通所する239名である。保育料補助が一律ではなく、利用者負担に応じた補助は、公平性の確保の視点から評価できる。今後も、この事業は、引き続き実施しながら、認証保育所等の利用者の経済的な負担を少なくして欲しい。併せて、認証保育所等は、できるだけ環境等の整備に努めることで、小規模保育事業等に移行していくことが望ましく、その支援もして戴きたい。

#### ファミリー・サポート・センター事業

地域住民との連携・協力によるファミリー・サポート・センター事業は、多様な保育ニーズに対応するとともに、地域の子育て力の活性化につながる事業として有効な取組である。ただし、サポートを必要とするファミリー会員3,668人に対し、サポートを提供できるサポート（提供）会員が、679人という人数なので、今後、サポート会員の拡充が必要である。また、新しくサポート会員として登録された方々には、子どもと直截に触れ合うので、その心得や困った時の対応等について研修をし、事前に必要な指導をして戴きたい。

#### 放課後子ども総合プラン（わくわく☆ひろば）の推進

平成29年度は、新たに5校実施するようになったが、子どもたちの安全・安心な居場所として、ますます需要が高まっている。同時に、その事業内容等の質の確保が問われている。今後とも小学校全校実施に向けて拡充・推進を図って戴きたい。その際、1年生になる保護者や低学年の保護者等にとっては、プログラムや体制が気になるころなので、プログラムや体制などの内容についても、保護者に発信し、家庭や地域との連携も深めつつ、事業内容の充実を図って戴きたい。

#### オレンジリボンキャンペーン事業

児童虐待問題についての関心と理解を深めるために、オレンジリボンキャンペーンを実施していくことは有効な取組である。ただし、こうした取組は、キャンペーン期間のみで終わらずに、機会ある毎に取り上げながら、児童虐待の未然防止に努めて戴きたい。

#### ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供

働き方改革が進む中で、企業や事業主のワーク・ライフ・バランスに対する関心と理解を広げることが必要なので、引き続き啓発の講演会等を開催して戴きたい。また、今後はワーク・ライフ・バランスに取り組んでいる企業の報告や、働く人々の感想等を紹介する機会を作るなどして、情報提供の場を広げてほしい。

## ワーク・ライフ・バランスを推進する企業への支援

平成29年度は、5社を認定することができたことは大きな成果である。仕事と子育ての両立のためには、企業の協力は不可欠であり、働き方改革が進む中で、こうした企業が少しでも増えることを期待したい。本事業に関して、行政ができることは限られているが、引き続き、企業の経営者に働きかけて応募企業を増やす施策に取り組んで戴きたい。また、「ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供」の事業と重なるが、協力企業の仕事と子育ての両立支援の取組みをPRする機会をつくり、区民にこれからの社会を考える場を提供していくことも、行政の役割として必要なことではないかと考える。

## 全世代で担う子育て推進

少子化や核家族化等、子どもや子育てを巡る環境の変化を踏まえると、今後、子育てにやさしい社会をつくることへの意識改革を、全世代にわたって行っていくことは大切である。各世代が子育てにどう関わるか、そのために行政は何ができるのか等の支援の内容や方法については、本事業の関係者や講座受講者の自己評価を基に検討を重ね、よりよい講座を開設して戴きたい。今後も引き続き、他の事業との関連を図りつつ、さらなる事業展開に期待したい。また、今回、親しみやすさ等の再検討から、講座名が変更されている。名称変更により、子育てに関わる各世代がどのような役割を果たしていくかが明確になっていて評価できる。

## 子どもの居場所（子ども食堂）支援事業

平成29年度の補助金交付団体は9団体である。こうした子どもたちの居場所づくりのために、子ども食堂を開設するなどの自主的な取組は是非とも応援したい。この場合の行政の役割は、資金面での援助を、実施団体が活動を継続的に実施できる体制づくりを支援することと考える。また、各実施団体による活動の報告の場を設けながら情報交換の場を作り、地域での活動を支えていくことも有効であると考えます。

## ひとり親家庭に対する相談体制の充実や施策・取組に関する情報の提供

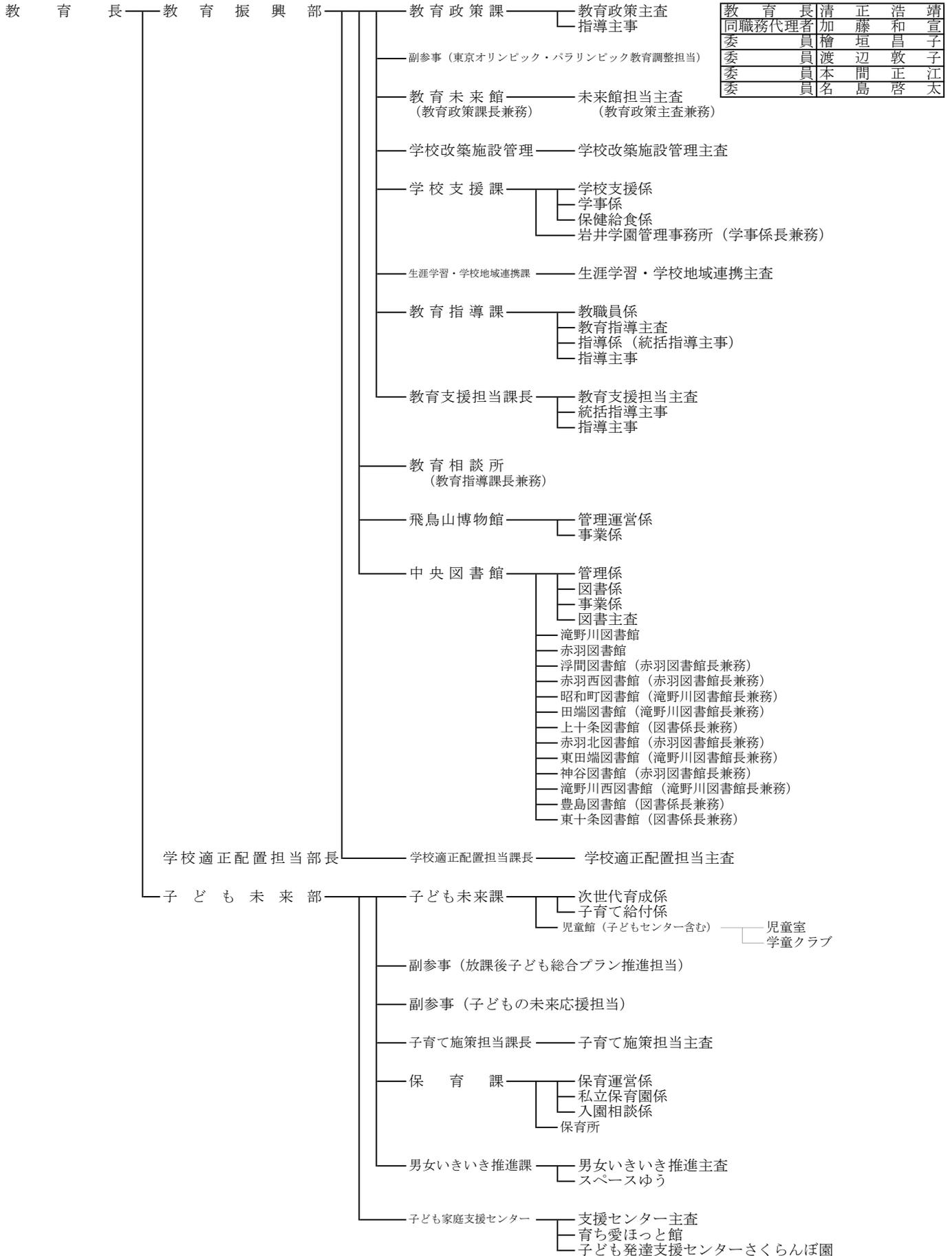
平成29年度より、ひとり親家庭相談窓口を開設した結果、面接相談155件、電話相談70件の相談件数があった。必要な支援に確実につなぐ有効な事業であると考えます。平成30年度以降はメール相談等にも応じる体制を作るなど、きめ細かな取り組みに努めていて評価できる。

## ひとり親家庭等の子どもの学習支援事業

平成29年度は、ひとり親家庭等の中学1、2年生のうち参加者は40名で、90.8%の出席率であった。居場所だけでなく高校進学に向けた学力向上も目的としていて、学習者を限定しているので、出席率も高く、効果的かつ効率的に運営されていると思われる。今後は、生活福祉課で実施する小学生の学習支援に引き続き、本事業の中学1、2年生の学習支援が受けられるような体制をつくり、切れ目のない支援を実施してほしい。

(資料1) 平成29年度教育委員会事務局組織図

平成30年3月31日現在



## (資料2)

東京都北区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価実施要綱

28北教教政第1210号

平成28年5月13日教育長決裁

### (目的)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条の規定に基づき、北区教育委員会がその権限に属する事務の点検及び評価を実施するために必要な事項を定めることにより、効果的な教育行政の一層の推進を図るとともに、区民への説明責任を果たし、区民に信頼される教育行政を推進することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- 一 点検 個々の施策及び事業のこれまでの取組状況や成果について、取りまとめることをいう。
- 二 評価 個々の施策及び事業についての点検を踏まえ、課題を検討するとともに、今後の取組の方向性を示すことをいう。

### (点検及び評価の実施)

第3条 点検及び評価は、「北区教育ビジョン2015」に掲載された「推進計画」等、教育委員会が取り組む主要な事務事業の中から部課長会において対象事業を選定して実施する。

- 2 点検及び評価は、前年度の前項に規定する事項について実施する。
- 3 点検及び評価に当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。
- 4 点検及び評価結果は、議会へ報告し、区民へ公表するものとする。

### (委任)

第4条 この要綱に規定するもののほか、必要な事項は、教育長が定める。

### 付 則

この要綱は、平成28年4月1日から適用する。

東京都北区教育委員会の権限に属する  
事務の管理及び執行の状況の点検及び  
評価(平成29年度分)報告書

刊行物登録番号  
30-1-066

平成30年10月発行

発行 東京都北区教育委員会事務局  
教育振興部教育政策課  
東京都北区滝野川二丁目52番10号  
電話03-3908-9279(ダイヤル)